

令和7年12月9日
午前9時30分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
3番	鈴木りつか	4番	平居ゆかり
5番	横井克典	6番	板倉克典
7番	那須英二	8番	加藤明由
9番	小久保照枝	10番	堀岡敏喜
11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
13番	加藤克之	14番	高橋八重典
15番	早川公二	16番	平野広行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
----	------	----	------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教育長	高山典彦	総務部長	伊藤淳人
市民生活部長	飯田宏基	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安井幹雄
教育部長	渡邊一弘	監査委員 事務局長	水谷繁樹
総務課長	横江兼光	財政課長	村田健太郎
人事秘書課長	神野忠昭	企画政策課長	佐藤文彦
防災課長	太田高士	税務課長	岩田繁樹
収納課長	細野英樹	市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下里真理子
環境課長	梅田英明	市民協働課長	藤井清和
観光課長	伊藤信哉	保険年金課長	中野修
健康推進課長	木村仁美	福祉課長	後藤浩幸
介護高齢課長	富居利彦	児童課長	伊藤一幸
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中山義之	産業振興課長	上田忠次

土木課長	西尾一泰	都市整備課長	三輪秀樹
下水道課長	早川昇作	会計管理者兼 会計課長	田口邦郎
学校教育課長	飯塚義子	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	梶浦智也
歴史民俗資料館長兼 図書館長	田畑由美子		

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	議事課長	浅野克教
書記	鈴木悦子		

6 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（堀岡敏喜君） 会議に先立ちまして報告をいたします。

西尾張CATVより本日及び明日の撮影と放映の許可をされたい旨の申出がございました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

改めまして、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、伊藤千春議員と柴田英里議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

まず、柴田英里議員。

○2番（柴田英里君） 2番 柴田英里でございます。

通告に従いまして、一般質問を2題させていただきます。

改めまして、皆様、おはようございます。

2025年も残りおよそ二十日となりました。寒さが一段と厳しくなり、インフルエンザは例年よりも早い時期から流行し、感染が拡大しています。いま一度、手洗いや部屋の換気など予防できることをしっかりし、元気に年末年始をお迎えください。

では、本題に入ります。

近年、国は介護予防・自立支援を社会保障制度の重要な柱として位置づけています。急速な高齢化が進む中で、できる限り要介護状態の発生を防ぎ、高齢者一人一人が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう支援することが目的とされています。

日本は世界でも類を見ないスピードで高齢化が進行しており、総務省統計によれば、2025年には団塊の世代が全て75歳以上となり、高齢化率は30%を超える見込みです。2040年には約36%、3人に1人が高齢者となる推計とされています。

前回の一般質問では加藤議員から、フレイル、サルコペニア予防について取り上げられました。また、私自身も1年前の一般質問で、高齢者の独り暮らしに関する質問の中で通所型

サービスCに触れたところです。今回は、その通所型サービスCについて、さらに深掘りしてお伺いいたします。

本市では、高齢者の介護予防や生活支援の充実を目的に、介護予防・日常生活支援総合事業を展開しています。その中でも通所型サービスCは、自立支援を進める上で重要な役割を担っています。その通所型サービスCの概要及び目的についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） おはようございます。お答えいたします。

介護予防・生活支援サービス事業に位置づけられている通所型サービスCは、介護予防・自立支援の観点から、専門職の関与を得て短期間で生活機能の改善を図ることを目的に、要支援認定を受けた方や65歳以上で基本チェックリストにより生活機能の低下が見られる方を対象に、歩行や食事摂取などの日常生活動作及び買物などの生活行為といった生活機能を改善するため、理学療法士や作業療法士といったリハビリテーション専門職などの指導の下、6か月間という短期間に集中して運動機能の向上を図る介護予防サービスでございます。

また、6か月間の短期集中サービス期間にセルフケアに向けた動機づけ支援を行い、サービス終了後には地域のふれあいサロンやフィットネスジムなどに移行されるなど、御自身で継続的に生活機能の維持、改善を図っていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 運動習慣が生活機能の改善を図ることは、健康維持に欠かせないことです。

では、この通所型サービスCの現在の利用状況、そして過去数年間の推移についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では、通所型サービスCを実施する事業所「みなともGO！」が令和3年9月に開始して以来、令和6年末までの間に164の方が利用されております。また、そのうち約80%の方が6か月間のサービス終了後に地域のふれあいサロンやフィットネスジムなどに移行しており、本サービスの利用をきっかけに運動習慣をつけていただくことで、要支援から要介護になるまでの期間を遅らせることができていると考えております。

本市の総合事業保険給付実績といたしましては、令和3年度が36件で67万9,500円、令和4年度が258件で520万4,000円、令和5年度が301件で624万9,177円、令和6年度は499件で1,024万2,200円でありました。

なお、本年度につきましても9月末までで322件となっており、令和6年度を超える見込みであり、サービス利用は増加傾向となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 先日、私もこの事業所に伺って介護予防体操を見てまいりました。利用者の方々からは「週一、二回の利用がとても楽しみです」「笑顔が増えました」という声を聞き、利用されている方は1人でなく、少人数グループで体操を指導していただき、講師やほかの参加者とともにアットホームな雰囲気でした。

このサービスの利用者は年々増加しておりますが、継続、発展させる上での課題はどのような点にあるのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 通所型サービスCの単価は本市が定めており、現在1回当たり400単位、金額にしますと4,000円で、利用者の自己負担は1割負担の方であれば400円で行っていただいております。しかしながら、理学療法士や作業療法士などの専門職の確保や継続的な雇用などの観点から事業者からは単価の見直しを求められております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 本市では他市と比較しても通所型サービスCの単価が初期から変更されていません。今後、単価の見直しを検討するお考えはあるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 介護予防・生活支援サービス事業は、効率的なサービス提供を通して費用の伸びを75歳以上高齢者の伸び程度に抑えることで、制度の持続可能性を確保しながら地域のニーズを提供することを目的として国で上限額が定められております。また、予算事業であることから、上限額超過にある自治体については、国から上限額を超えている要因を探り、費用低減を図る方策について検討を進めることが求められております。

なお、介護予防・生活支援サービス事業の市の財源負担について上限額を超えた分につきましては、国や県等に負担してもらえません。本市におきましては、令和5年度までは事業費が上限額内で収まっておりましたが、令和6年度につきましては上限額を463万円ほど上回っておりました。

なお、令和6年度につきましては、国との個別協議により上限額超過分についても通常の財源負担率での給付を認めていただきましたが、今後については認めていただける保証はございません。そのような中、介護予防・生活支援サービス事業の安定的な運営のためにも本市にとって必要な介護予防のニーズをしっかりと把握し、通所型サービスCの利用対象者や単価の見直しをはじめ他の介護予防事業の見直しなどを検討する必要があると考えます。本市としましては、介護予防・生活支援サービス事業の上限額の緩和について、国等へ要望していきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 通所型サービスCの単価見直しは、単なる費用増ではなく再要介護化の抑制、高齢者の健康寿命の延伸、中長期的な介護給付費の抑制、地域活力の維持、さらには生産年齢人口への支援効果といった社会的リターンをもたらす投資施策です。介護に頼らず生きていくまちを実現するためには、介護認定になってから支えるのではなく、必要になる前に整えるという考え方が非常に重要であり、本市はその理念を制度として実践している先進性を持っています。

通所型サービスCは、自分の体で生活する力を取り戻す。支えられる側から支える側へ戻る。最期まで自分らしく暮らす地域連携といった介護保険制度の理念である自立支援による尊厳の保持を本市レベルでは形にしている事業であると考えています。これにより、要介護に入る前に支える仕組みが形成され、市民、行政、医療介護事業者がそれぞれ役割を担う持続可能な循環構造が整うと期待しております。ぜひ、前向きな御検討を切に要望いたします。

2つ目の質問に入ります。

健康志向の高まりや環境への配慮から、自転車は幅広い世代に利用される身近で便利な移動手段となっています。一方で、交通ルールを守らない危険な運転も散見され、自転車事故は依然として減少しません。こうした背景を踏まえ、自転車の安全対策についてお伺いいたします。

2023年の全国の自転車事故は約6.7万件で、交通事故全体は減少しているものの、自転車事故の割合は横ばいで推移しています。事故の多くは自転車対自動車で交差点での発生が多く原因としては安全運転義務違反、一時不停止、信号無視などの法令違反が中心です。自転車安全利用五則として、車道が原則左側通行、歩道は例外、歩行者優先。交差点では信号、一時停止の遵守、安全確認。夜間ライト点灯、飲酒運転禁止、ヘルメット着用が定められていますが遵守が十分とは言えません。本市では、この自転車安全利用五則をどのように周知し徹底しているのでしょうか。また、そのための具体的な取組についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） おはようございます。お答えいたします。

自転車安全利用五則につきましては、自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化を内容とする道路交通法の改正に伴い、自転車の安全利用を促進するため、令和4年11月に15年ぶりに改正されました。本市では自転車安全利用五則の徹底には早期からの取組が必要と考え、市内の小中学校や保育所では、愛知県交通安全教育チーム「あゆみ」の方を講師に自転車の乗り方や交通ルールを学んでおり、中学校では愛知県警察第一交通機動隊の自転車対策専従部隊、通称B-Forceによる実演を交えた自転車教室を開催しております。

また、市広報紙や市ホームページ、交通安全運動等での広報車など、様々な媒体や機会を

通じて周知の徹底を図っております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） それでは、市民への周知はどのように行っているのでしょうか、啓発活動の内容や課題についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 自転車安全利用五則については、ホームページで周知しているほか、市内の商業施設や市が設置しております自転車駐車場において、自転車の安全利用やヘルメットの着用を呼びかけるチラシを配布するなど広報活動を実施しております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） ここで、すみません、書画カメラ1をお願いします。

自転車運転者講習制度の対象となる危険行為16項目には、信号無視、通行禁止違反、歩行者妨害、遮断踏切立入り、指定場所における一時不停止、ブレーキ不良、酒気帯び運転、携帯電話使用など多岐にわたります。これら危険行為に対する罰則の内容と、本市としての認識や対応についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 愛知県警は自転車の危険行為を抑止するため、道路交通法に基づく罰則が適用される16項目の危険行為を定め、令和6年11月から自転車の運転中における携帯電話の使用等や自転車の酒気帯び運転について罰則を強化しております。

また、令和8年4月1日からは交通反則通告制度（青切符）が導入され、16歳以上の自転車利用者に対して、より具体的な反則金が科されることとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） こうした危険行為を減らすため、今後どのような再発防止策を講じていくのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 愛知県警が定める16項目の危険行為を繰り返す運転者に対し、再発防止を目的に自転車運転者講習の受講が義務づけられており、3年間に2回以上摘発されると3か月以内に3時間の安全運転講習を受講しなければなりません。この命令を無視して受講しなかった場合は、5万円以下の罰金が科されることとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） それでは、本市における交通事故の発生状況、その課題、そして現時点での対策についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 令和7年10月末時点における蟹江警察署管内の交通事故の発

生状況は、死亡事故が4件あり、うち2件が本市内で発生しております。そのほか、本市内における交通事故により、重傷者が12件で12人、軽傷者が253件で299人発生しております。

本市では、この2件の死亡事故を受け、緊急の交通安全メッセージを発出したほか、死亡事故の多発を受け、蟹江警察署と共に交通ルール遵守の呼びかけや青色回転灯パトロールカーによる啓発活動を強化しております。

また、日没時間が早まる夕方のいわゆる魔の時間における交差点及び交差点付近での追突や出会い頭の事故により、自転車対車両の事故も約18.9%発生しており、自転車の安全利用も課題となっております。

そのため、本市としましては、蟹江警察署と協力し、時間帯に応じた注意喚起や啓発活動を強化するとともに、交通安全運動期間において、交通指導員等の御参加をいただいたイベントにより交通安全意識の向上を図っております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） ここで、書画カメラ2をお願いします。

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者へのヘルメット着用が努力義務化されました。自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約5割が頭部に致命傷を負っています。

また、自転車乗用中の交通事故において主に頭部を負傷した死者、重傷者について、ヘルメットを着用していなかった方の割合は着用していた方に比べて約1.7倍高くなっています。

本市としてヘルメット着用の現状をどのように把握しているのでしょうか。また、県全体の着用率をどう評価し、どのように着用促進を進める考えでいますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 令和7年6月2日から30日までの間、県内42地点、延べ7,303人を調査した結果、県全体の着用率は16.5%、尾張地域は17.7%で、前回調査と比較して微増という結果でした。

依然として着用率が低いことから、特に通学や通勤で自転車を利用する層への交通安全意識の浸透が課題となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 交通事故の被害を軽減するためには頭部を守ることがとても重要です。スポーツのときだけでなく、買物や通勤・通学等、日常生活で自転車に乗るときもヘルメットを着用して頭部を保護しましょう。

近鉄弥富駅前近くの弥富幹部交番前のスクランブル交差点での調査結果を蟹江警察署にて伺ってきました。本市の着用率は、令和6年7月8.4%、令和7年1月9.6%、令和7年7月

17.3%という結果でした。愛知県全体では16.5%の着用率ということで、全体的にもまだまだ未着用の方は見えます。本市でも自転車乗車用ヘルメット購入費補助金が利用できますので、対象の方には推奨いたします。

学校地域での自転車安全教育の現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 先ほども御答弁いたしました。保育所から小・中学生に対しては、愛知県交通安全教育チーム「あゆみ」やB-Forceを講師として自転車安全教育を実施しております。

その他、小学生を対象に地元の運送会社に御協力いただき、大型トラックの死角や内輪差を体験する交通安全教室を開催したほか、市内3中学校では交通ルールとマナーの遵守を習慣化させることを目的に、自転車の無事故・無違反を200日達成し、蟹江警察署から表彰を受けております。

また、商業施設等で著名人等を一日警察署長に委嘱し、啓発イベントなどを開催して交通安全意識の向上を図っております。

県内の交通情勢や管内の事故発生状況を踏まえますと、蟹江警察署管内では交通事故全体の18.9%が自転車対車両の事故で占められ、自転車が関連する事故が多いことを示しており、特に車両との衝突事故を減らすための効果的な教育が引き続き大きな課題であると考えております。

自転車乗用時のヘルメット着用も法律で努力義務化されていますが、着用率は十分とは言えません。令和6年度中の県内の自転車事故では23人が亡くなり、そのうち22人がヘルメット非着用であり、うち14人が頭部に致命傷を負っていますので、ヘルメットの被害軽減効果に関する認識不足も課題であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 次に、令和6年11月の道路交通法改正により、停止中を除き自転車運転中のスマートフォン使用や画面注視が禁止となり、罰則が強化されました。この法改正を受け、本市としてどのような周知や対応を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 令和6年11月から強化された罰則の内容は、主に交通事故を発生させるなど交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金とするものです。それ以外の場合で、手で携帯電話を保持して通話や表示された画面を注視した場合は、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金となりました。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 次に、自転車の酒気帯び運転、さらに酒類提供者、同乗者、自転車提

供者にも新たに罰則が科されます。この新設罰則について、本市としての周知と対策をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 自転車の酒気帯び運転の罰則が強化され、愛知県警では取締りや啓発活動などの対策に取り組んでおります。

また、自転車の運転中における携帯電話の使用等や自転車の酒気帯び運転も自転車運転者講習の対象となる危険行為に追加されました。

本市としましても、市ホームページや安心防災メール等を活用し、啓発活動を強化しております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 安全確認の徹底、ヘルメット着用促進、自転車レーンなどのインフラ整備も含め本市としてどのように安全意識向上を図っているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 愛知県警では交通安全意識の向上を図るため、自治体等と連携して各年代の特性に合わせた自転車安全教室を開催しているほか、事故の疑似体験を通じて交通ルールを学べる自転車シミュレーターによる体験型講座も実施しております。

また、ヘルメット着用等の安全対策の推進として、愛知県ヘルメット着用推進宣言を行うなど着用率の向上に向けた啓発活動を行うとともに、自治体、関係団体と連携した街頭啓発活動も定期的実施しております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 地域住民に向けた自転車安全利用に関する講座やイベントの開催について、本市の考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） また、地域住民に向けた安全利用に関する講座やイベントの開催については、蟹江町、飛島村と本市で構成する海部南部交通安全推進連絡協議会におきまして海部南部交通安全総決起大会を毎年開催しております。また、福寿会やコミュニティ推進協議会のほうでも交通安全教室等を開催していただいております。

今後も商業施設等において、関係機関等と協働した取組を推進してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） ここで、書画カメラ3をお願いします。

2026年4月からは自転車の青切符制度が始まります。自転車利用者16歳以上に交通反則通告制度が適用され、反則金が科されます。ながらスマホ1万2,000円、信号無視、逆走、歩道通行6,000円、一時不停止5,000円、傘差し運転、イヤホン使用5,000円、無灯火5,000円、

並進3,000円など、これまでになかったことがこの来年4月から行われることとなります。

自転車の安全対策は、ルールを守るだけでなく、市民の命を守るためのまちづくりそのものであります。ヘルメット着用率の向上や危険運転の抑止、啓発の強化など、まだ取り組むべき課題は多く残されています。特に、来年度からの青切符制度の開始を契機として、市民に正しい知識を確実に届ける施策を、よりスピード感を持って進めていただきたいと強く要望いたします。

今後の本市の一層の取組強化を期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前10時5分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時01分 休憩

午前10時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、早川公二議員。

○15番（早川公二君） 15番 早川公二でございます。

今回は3点質問させていただきます。企業誘致、チョイソコ、クローバーTVについてであります。

毎回ではございますが、冒頭の議長のお言葉どおり簡潔明瞭に質問をさせていただきます。それでは、質問に入ります。企業誘致の推進についてであります。

企業誘致には、自治体と企業双方にとって様々なメリットがあります。その中でも4つのメリットを述べさせていただきます。1. 経済の活性化。地域経済が活発になり産業の多様化が進みます。新たな事業者が増えることで地域全体の経済規模が拡大することも期待できます。2. 雇用の拡大。企業が誘致されることで地域住民に新しい雇用機会が生まれます。これによりUターン・Iターン就職が促進されたり、若者の地域外への流出を抑えたりする効果も期待できます。3. 税収の増加。企業の進出は、法人住民税や固定資産税などの税収増につながります。これにより地域の財政基盤が強化されます。4. 地域ブランドの向上。誘致された企業が地域に根差し活躍することで、その地域のイメージアップやブランド力向上にもつながることがあります。以上のように様々なメリットがあります。企業誘致をもっと積極的に行う必要があるのではとの思いから質問します。

企業誘致の推進をどのように行っているのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市が今後、企業誘致を推進する上で参考にするため、令和6年度において企業誘致の先進地である多治見市を訪問し、組織体制や誘致方法、企業に対

する支援策などについての助言や意見を交換しました。

また、現在、市内の事業主、企業約1,000社に対しまして、経営の現状やニーズを把握するためのアンケート調査及び未利用地についてのアイデア募集についても実施しております。

その結果、年明けに予定する公有財産未利用地に対する市場調査による結果を分析し、成長分野や本市に求められているターゲット分野、企業を絞り込む必要があると考えており、本市としましても、これらを踏まえ企業誘致の推進について図ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 実績はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 今のところまだ実績には至っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 実績はないということですが、企業誘致を促進するには、本市の持つ地理的優位性を最大限に活用し、具体的なターゲット企業に合わせた戦略を立てることが重要ではないでしょうか。今後どのように戦略を進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 今後、第3次弥富市総合計画や本市の都市計画に関する基本方針となる弥富市都市計画マスタープランの改訂準備を進めていきますが、その上で、主要方策となる市街化調整区域地区計画ガイドラインの見直しや企業の支援策等を検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 企業誘致において用地の確保は非常に重要です。特に本市のような地域が企業誘致を成功させるためには、魅力的な用地があるかどうかは鍵となります。工場や大規模な物流施設などを誘致する場合、広大な土地を確保できるかどうかは企業の進出を左右する大きな要因であります。

以上のように条件を満たす企業誘致をする用地は十分にあるのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 企業誘致が可能な用地として本市が所有する土地については、公共施設の跡地や未利用地となりますが、これらの土地活用や新たな産業用地の開発を検討しております。

また、本市における産業用地の状況を見ますと名古屋港の背後地となる南部地域の幹線道路沿道において流通系立地が進んでおり工業系の土地利用に適した用地が減少しております。

このような状況の中、弥富市都市計画マスタープランで新産業エリアに位置づけられた弥富市南部地区約12ヘクタールにおいて、愛知県企業庁と共に工業系土地利用の開発検討を進

めており、企業誘致の受皿となる新たな産業用地確保の検討を進めております。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 最後、新たな産業用地確保の検討を進めていくということですので、繰り返しの質問、答弁になるかもしれませんが、企業誘致のための用地確保は地域経済の活性化と雇用の創出に不可欠であります。企業誘致が可能な用地をさらに増やしていく考えはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 愛知県企業庁や名古屋港管理組合等と連携し、弥富市都市計画マスタープランに基づく物流・交流拠点や新産業エリアにおいて、今後、中部圏の社会構造や産業構造の変化を的確に捉えながら、周辺の営農環境や集落環境に配慮した上で、必要と認められる一部の地域において産業用地の確保を推進してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） さきの答弁でもありました弥富市南部地区約12ヘクタール、そしてまた名港管理組合という言葉がありました。これを聞きますと南部に限った話なのかなと私は聞こえてしまうんです。弥富市内って、東部でいいますと十四山を通る中央道沿い、そして北は東名阪のインター周辺、十分な用地があるんじゃないんですか、用地と言っているのは置いておきまして。お隣の愛西市さん、北でもやってインターのほうでもやっているじゃないですか。だから、うちもですね、市長、東部、北部を用地として今後考えていくという考えを持っているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 企業誘致の御質問、どうもありがとうございます。

議員言われるとおり、今は新産業エリア、南部のほうで12ヘクタールということで、企業庁でお願いしながら進めている事業があるわけですが、それが一旦終わりましたら、次の候補地としては、やはり北のほうであるインター周辺であったり、また東部のほうで中央道沿いであったりということで、企業庁にお願いして新しいエリアを求めていきたいと思っております。ただただ農業とのバランスもあるものですから、その辺はきちんとすみ分けができるような地域でそういった事業を進めていければなと思っているところでございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） ありがとうございます。

では、南部のほうを開発する用地がないというぐらいスピード感を持って開発していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次、チョイソコについてであります。

2025年10月1日より運行を開始したチョイソコについて質問します。

チョイソコ運行に至った背景、目的ですが、本市の日常生活の移動手段としてコミュニティバスが運行していましたが、人口減少や少子高齢化、社会的な物価、人件費等の高騰によって公共施設の確保、維持が困難となっており、高齢者等の移動需要に対応した交通サービスの提供、公共交通空白地域の移動手段の確保、目的地までの移動時間の短縮、これらの課題を解決する移動手段としてデマンド交通が起動し得るものかを検証することを目的に実証実験を行ってまいりますと始まりましたが、まだ2か月しかたっていないんですが、現状の会員登録者数、予約状況、乗合率等をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） お答えいたします。

チョイソコやとみの実証実験では、数値指標を設定して運行データや利用データ等を毎月集計することで運行の評価と本格導入に向けた改善内容を検討しておりますので、その数値指標予測値に対して11月末時点の状況を御報告させていただきます。

会員登録者数は、予測値2,500人に対し3,279人、1日当たりの乗車人数は、予測値73人に対し135人、乗合率は予測値1.50に対し1.62、会員登録者のうち実利用者数の占める割合は、予測値15%に対し20.8%となっております。

また、曜日別の平均予約件数といたしましては、金曜日が107.9件と予約が多く、月曜日は59.3人と少ない傾向がございます。

時間帯では、8時台から10時台にかけて予約件数が多くなる傾向にあり、10時台が最大で約11件の予約がございます。

予約不成立件数につきましては、電話予約のみの件数となりますが、1,592件のうち132件、8.29%の方が予約が取れず、利用自体を諦めざるを得なかったということになります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 現状のお話はお伺いしましたが、問題点等はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 先ほど予約不成立件数等について御答弁いたしました。予約が希望時間に取れない、帰りの予約が取れないなどの御意見が多く寄せられております。

また、日曜日に運行してほしい、もう少し遅い時間帯まで運行してほしいとの声もいただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） まだ2か月しかたっていないんですが、早期対応、解決が必要では

と考えておりますが、問題点、課題の対応は、私が思うに単純に増車すればそれで済むんじゃないかというふうに考えるんですが、問題点、課題の対応、そして増車は可能かどうかということをお伺いさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 予約が取れないなどへの対応といたしまして、現在、北部東部エリアで2台、南部エリアで1台の運行をしておりますが、北部東部エリアの予約件数が南部エリアの1.5倍と偏っておりますので、南部エリアを東部エリアまで広げ、予約件数を平準化することで北部東部エリアの予約枠を広げられないかと考えております。

日曜日等の運行や時間帯の延長につきましては、利用者アンケートなどを参考としながら、また、車両の増車については予約不成立件数などを注視しながら、事業パートナーである株式会社アイシンや運行を担っております株式会社あんしんネット21とも対応策を講じつつ、本市公共交通活性化協議会において運行計画の見直しを検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 2か月しかたっていないんですが、いろいろと私のほうにも聞こえてくるんですが、特に私、十四山に住んでおりますので、十四山の方からは、特に中央道沿いの人たちから蟹江駅には行けないのかという声があるんですが、蟹江駅までは行けるようにはなっていないのでしょうか。ぜひそうしていただきたいんですが、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 蟹江駅方面へ行きたい、行けないのかとのお声は、十四山地区だけでなく栄南地区からも御要望をいただいております。

現時点では市内の移動がかなり込み合っており、予約が取りづらい状況の中で、乗り合いが発生しづらい市外方面への運行は、さらに予約が取りづらくなるのが危惧されます。特に蟹江駅方面は朝夕の時間帯に渋滞の発生や交通規制などもあることから、移動時間が読めない状況となるため、現状からの拡大は難しいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。

難しいのは分かりますよ、でも皆さん言うんですよ、やろうと思えばできるんじゃないかって市民の皆さんは思っていますし、私も本気で皆さんが頑張ればやれるんじゃないのかなと考えておりますので、ぜひこれは本当に課題として、十四山ばかりじゃなく南部の方からも声が上がっておるということですので、これは要望しておきます。

最後に、公共交通の利便性向上は、特に高齢者が運転免許の自主返納を検討する際に必要不可欠であります。免許を返納した高齢者が今までどおり病院、商業施設、レクリエーショ

ン施設などへ自由に移動できる手段が確保されることで免許返納への心理的ハードルが下がります。また、自動車を運転できない高齢者や子供、学生、障がい者なども病院、商業施設、駅などへ容易にアクセスできるようになります。

利便性の向上についての市長の考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高齢者による重大事故に関する報道が相次いだことを受けまして、本市といたしましても免許返納しやすい環境整備に取り組んでいかなければならないと認識をしているところでございます。

また、高齢者をはじめ学生や子供、障がいのある人など、多様な層の方々が利用しやすい環境を整備していくことが公共交通の利便性向上につながるとも考えております。

このような状況の中で、本年10月から実証実験を行っておりますチョイソコやとみは、何時にどこまで行きたい、何時にどこに着きたいなど、皆さんからの乗車申込みに応じた停留所から停留所までの乗合送迎サービスとなっております。皆様がふだん買物に行っている商業施設やかかりつけの医療機関など、目的地となる事業所等にエリアスポンサーとして協賛をいただきながら停留所の設置に御協力をいただき、安心してお出かけいただける環境を整えてまいりたいと考えております。

また、今現在ですが、乗車が200円ということになっております。そのような中で、1,000円で15枚、1,500円分というようなお得な回数券も発行しておりますし、登録していただきますと2枚の無料乗車券もおつけしているところでございますものですから、どうぞ皆様方、御登録して乗車いただければと思う次第でございます。

先ほど課題や問題点、その対応について担当部長から答弁をさせていただきましたが、本格導入に向けて、それらの課題等と実証実験による成果を検証し、改善を重ねながら、市民の皆様にご満足いただけるような利便性の向上に努めてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） ありがとうございます。

もっともっと利便性のいいチョイソコへということで、よろしく願いいたします。

次、最後の質問でございます。クローバーTV視聴率向上へでございます。

本市にとってクローバーテレビが必要なのは、地域密着型のサービスを通じて弥富市民の生活をより豊かに、より便利に、そしてより安全なものにするためです。単なるエンターテインメントを提供する放送局ではなく、地域コミュニティを形成し、生活を支え、地域の発展に貢献するための地域に根差した不可欠な存在であります。

以上のことから、もっと多くの皆さんに見ていただきたいとの思いから質問します。本市の視聴率は把握しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） クローバーTVの愛称で親しまれております西尾張シーエーティーヴィ株式会社を確認しましたところ、視聴率の数値をお示しできるものはないとのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 視聴率は分からないということなのですが、私は視聴率が分からないでしょうけれども、もっともっとやっぱり多くの人に見てもらいたいという考えを持っております。それは単に多くの人に見てもらおうというだけではなく、弥富市自身の魅力向上や市民の利益に直結する重要な意味合いを持っているからであります。

今以上視聴率を上げるという言い方をしちゃうんですけれども、もっと多くの人に見てもらえるような策というか考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 先ほど御答弁いたしましたとおり、視聴率が分からないため結果の検証はできませんが、クローバーTVによりますと、多くの方に見てもらおうため、番組全体として、日頃よりSNSやチラシ、ラジオでの周知を図っているとのことでした。

昨今のスマートフォン等の普及により、見たい番組があるというきっかけがないとテレビをつけない時代になってきております。クローバーテレビは地域の方々のお顔を映すことでテレビを見ていただける、また議会を放映することでテレビをつけていただける。そのような考えの中、地域の取材等を積極的に実施されているとのことでございます。本市といたしましては、引き続き本市の魅力発信のため、またクローバーTVの株主として多くの方に見ていただけるように協力をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 私は、今以上に弥富が放映されなければいけないと思っております。弥富市がクローバーテレビで露出を増やす必要性は、多岐にわたるメリット、利益を生み出すからであります。単にもっと知ってもらうだけではなく、弥富市の活性化、市民生活の質の向上、そして地域コミュニティの強化に不可欠な要素となるからであります。

現状のままでいいと思っているのか、今以上に露出を増やしたいと思っているのか、そうであれば策はあるのかをお伺いしますが、事前に調査しましたところ、自治体別取材ケース、2014年実績で言いますと、多い順に読み上げますと、津島市が168件、あま市が112件、愛西市が81件、弥富市が68件、清須市が30件、蟹江町26件、大治町16件、稲沢市15件、弥富市は4番目であります。これを踏まえた上での答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の魅力を発信していくためには、クローバーTVで事業を取

り上げていただくことは有効な手段であると考えております。現時点におきましても本市内の事業等を多く取り上げていただいております、8つの関係自治体の昨年度の取材件数をお伺いしたところ、先ほど早川議員からも御答弁ございましたが、件数では4番目、人口比率で考えますと2番目に多い状況でございました。

今後も本市内の行事等を積極的に取材していただくために、引き続き取材依頼をさせていただきます。

また、地域の皆様が取材を依頼することで地域のイベント等にも取材に来ていただけるという仕組みについても、コミュニティ推進協議会等を通じて周知をさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 人口比率でいうと2番なんですね。ぜひトップ行きたいじゃないですか、目指しましょうよ。

日頃から取材依頼をしていただいていること、地域からも直接取材依頼ができることは理解いたしました。地域から依頼する方法につきましては、コミュニティ推進協議会等を通じて周知していただけますようお願いいたします。

また、株主総会、番組審議会等様々な機会をPRしていただいて、取材件数を増やしていただいて、1番になることを強く要望いたしまして私の一般質問を終了いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前10時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時29分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、平野広行議員。

○16番（平野広行君） 16番 平野広行。

通告に従いまして質問をいたします。

今年もあと僅かとなりました。この1年を振り返りますと何ととっても気候変動により猛暑日が長く続き農作物への影響、生態系への影響、日常生活への影響が様々な形で現れ特に顕著なのが熊による人的被害が現在でも続いている1年ではなかったかなと思っております。

また、災害においては、四日市市をはじめ線状降水帯による豪雨水害、洪水、土砂災害が季節を問わず全国各地で発生をいたしました。地震においてはトカラ列島での群発地震、また昨夜は青森県において震度6強の強い地震がありました。幸い本市においては今日まで大きな災害はありませんでしたが、全国各地で被災をされた方にはお見舞いを申し上げ、亡くなられた方にはお悔やみを申し上げます。

また、火災においては今治市、大船渡市での林野火災、佐賀関市での大規模住宅火災に続き、昨夜は群馬県妙義山において大きな火災が発生し、現在も延焼中であります。

今日は、災害の中でも自然災害ではなく、人間の不注意、怠慢に起因する火災について質問をいたします。

つい先日も茨城県坂東市において産業廃棄物処理施設、名古屋市港区では車の解体部品のリサイクル工場において大規模火災が発生し、周辺住民の生活環境が脅かされております。そして、いずれも鎮火には長時間を要しております。本市におきましても同様の火災が今年に入って立て続けに2件、栄南学区内で発生し、地域住民の不安が募っております。

それでは、質問に入ります。

1問目では産業廃棄物への取組についてと題して、主に産業廃棄物処理施設での火災について、2問目ではヤード施設での火災発生に対する取組と条例制定に向けての取組について質問をいたします。

事業活動によって排出される産業廃棄物の処理施設は、本市においては集落に近い場所に多数あります。火災等の発生による様々な問題が起きております。この産業廃棄物の処理手順について、我々一般市民としては、どのような手順で建設され施設内においてどのような作業を行っているかその作業内容についてはよく理解していないのが現状であると思っております。

そこで、まず初めに、産業廃棄物とは何か、一般廃棄物とは何が違うのか、まず産業廃棄物の定義から伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） お答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律での産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、同法で定められた廃棄物とされており、それら以外の廃棄物を一般廃棄物と定義されております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） それでは次に、産業廃棄物の種類について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 法における産業廃棄物では、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、コンクリートくずなどの20種類と定められております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 工場や各種事業所が出る不用なもの、いわゆる産業廃棄物を中間処理しないで全てをこれ埋め立てようとする、最終処分場はすぐに満杯になってしまいます。そのために一次処理として焼却、破碎等の方法で減量化をしております。

この一次処理する施設を中間処理施設とって産業廃棄物処理施設の設置の許可が必要と

なりますが、この中間処理施設ではどのような作業を行っているのか、またその処理方法及び処理過程について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 産業廃棄物関係の事務を管轄する愛知県海部県民事務所環境保全課によりますと、中間処理には焼却、破碎、溶融、選別等があり、中間処理を経ても残る廃棄物やリサイクルが困難な廃棄物は最終処分場で埋立処分されます。本市内においては破碎処理を行う施設が許可を受け設置されており、処理後にはリサイクルの工程または最終処分場へ搬出されることとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 本市においての中間処理では、焼却、破碎、選別といった処理を行うということと理解しております。これによってごみの量を減らしたり、リサイクルできるもの、できないものに選別をして最終処分場へ送るという、こういう処理過程になるということですが、処理の過程において火災が発生する事案が全国各地で確認されております。

本市においても令和7年8月に弥富市稲荷1丁目の産業廃棄物中間処理施設において大規模火災が発生をしました。ガソリンスタンドが隣接しておって延焼による大規模火災が危惧をされ、また近隣住民の方は、高く上がった炎、そして真っ黒な煙、悪臭によって不安な時を過ごされました。また、10月31日夕方にも三好地区において産業処理施設で火災が発生しております。

本市においては、過去何度も産業廃棄物中間処理施設、自動車解体のヤードにおいて同様の火災が発生しており、地域住民への不安及び健康被害が心配されております。今日は、主に産業廃棄物中間処理施設における火災対策として、市の取組について順次伺っていきませんが、まずは現在、本市において産業廃棄物中間処理施設は何か所あるのか、地域別、そしてその規模についても伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 法第15条の施設許可について、県民事務所環境保全課に確認したところ、本市内では12施設に許可が出されております。地域別の施設数としましては、弥生地区1施設、大藤地区2施設、栄南地区7施設、十四山地区2施設とのことでした。

また、1日当たりの最大処理能力については、弥生地区約369トン、大藤地区約1,016トン、栄南地区約3,352トン、十四山地区約1,184トンとなっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 市内各地においては、北部地域、中部地域、南部地域、満遍なくあるということですが、特に南部地域の栄南地区、市内12施設のうちの7施設もあると。つまり12分の7、約6割ということで、栄南地区に非常に多いということが分かりました。

市長、これお伺いしますけど、弥富市内に12か所の産廃のこうした施設があるということに対して、この設置数は多いと思われませんか、どう思われますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） こうやって改めて数字で示されますと12か所というのは非常に多いように感じる次第であります。この処理場に対しまして、処理施設に対しましてそれだけ産業廃棄物が入ってくるわけですから弥富市に、ちょっと驚いた状況でございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 今ある産業施設をやめろと、こういうことは言えませんよ、営業していますから。ですけど、新しく市内に産廃施設を建設するということに関してはどうお考えですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現在12か所ということでびっくりしたような状況があるわけですが、できることならこれ以上は増やしたくないというのが市長としての思いでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） じゃあ次に、市内産廃施設における火災の発生について、市としての認識を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 産業廃棄物処理施設につきましては、火災が発生すると長時間消火活動を余儀なくされるため、いかに火災を発生させないか、また火災が発生した場合に、いかに早く初期消火を行うことができるかが大変重要であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 鎮火するのにどうしても長時間を要するというので、仮に火災が発生した場合に特に初期消火というものは大事であると、こう考えているということですね。

では、今年の8月稲荷、10月三好市地区に設置されている産廃施設で火災が発生しておりますが、その内容について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 海部南部消防組合に確認したところ、本年8月の稲荷地内の火災については、24日午後7時20分に消防覚知いたしました。火災内容は廃棄物処理業者が管理する敷地内において、焼却炉、産業廃棄物約385立方メートル等が焼損し、隣接している建物の一部である雨どいが類焼による損傷したその他火災として分類されます。

続きまして、本年10月の三好地内の火災につきましては、31日午後5時29分に消防覚知いたしました。火災の内容は、金属スクラップ業者が所有するコンテナセミトレーラーに積載されていた金属スクラップ約8トンが焼損した車両火災として分類されます。出火原因につ

きましては、いずれも調査中とのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 事務局、すみません、写真の1番をお願いします。

これは今年の10月に発生した三好地区の産廃施設ですが、このように非常に高い塀で囲まれています。この中においてトレーラーに積載された金属スクラップが燃えたということがあります。

今年に入り8月と10月の2回、それもあまり離れていない23号線沿いでありました。出火原因についてはどちらも調査中ということで、まだ特定できていない、こういうことでもありますね。

それでは、市内における産廃の中間処理施設において、過去に火災が発生した件数は何件あるのか、またその原因についても伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 産業廃棄物処理施設等の火災状況について、海部南部消防組合に直近約5年間の実績を確認したところ、次のとおりとなります。

火災発生年、件数、主な原因の順で申し上げます。

令和3年は4件、うちたき火1件、その他1件、不明2件、令和4年は3件、うちたき火1件、溶断機・切断機1件、その他1件、令和5年はゼロ件、令和6年は2件で、うち電気機器1件、不明1件、本年は10月末現在3件、うち不明・調査中3件とのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 直近5年間で12件、これ平均しますと年に二、三回発生していると、こういうことになりますね。これ大変多いと思います。テレビでも大きく報道されて皆さん御存じだと思いますが、令和4年7月、これ市長の地元である五之三町で産廃の倉庫で火災が発生し、物すごい黒煙が上がって、東名阪も一時通行止めとなる火災がありました。そのとき私も現場に駆けつけましたし、同僚の加藤明由議員や佐藤仁志議員もいち早く現場に駆けつけ消火活動に助言をされていた、こういうことを覚えております。

このとき地元からも様々な意見が出たと思いますが、市長の地元ですので、この事案を市長としてどのように捉え、また市長は海部南部消防組合の管理者でもあります。その後、どのような対応を取られたのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和4年に発生しました火災のうちの1件ということでございますが、6月、五之三地内で発生しました火災は、東名阪自動車道が通行止めになるほど黒煙が大きく立ち上がり、消火活動に約3時間もかかりました。消防団も第1分団から第16分団の全分団が出動し、120名以上の団員が消火活動や周辺の交通整理等の任務に当たり、大変大きな

火災であったと記憶しており、リサイクルやスクラップ業等の火災の恐ろしさを改めて感じた次第であります。

従来から海部南部消防組合は、指定可燃物を取り扱う業者に対し届出をしていただきまして、届出があった業者に対して定期的に巡回指導を行っております。また、未届けの業者で現況が明らかに可燃性のある資材が積んであるようであれば現地調査等を実施し、必要に応じて指導をしております。

海部南部消防組合としては、日頃から火災の予防業務を実施しておりますが、残念ではありますが、先ほどの五之三町地内の火災が発生をいたしました。私といたしましては、当時、海部南部消防組合に対しまして、市内で大規模火災が発生する危険性が高い事業所等については、今まで以上に巡回指導をするよう要望したところでございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 実は次に、産業処理施設で火災が起こる原因は、可燃性、発火性のある廃棄物を取り扱っていることが大きな理由であります。主な原因として、リチウムイオン電池の発火による火災、そして蓄熱火災がありますが、それでは蓄熱火災とはどのようなものか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 海部南部消防組合に確認したところ、蓄熱火災とは、廃棄物を重ねておくことで火災には満たない程度の微小な発熱現象が起きます。微量であれば問題はありませんが、重ねられている廃棄物の量に比例して熱は大きくなるため、その熱で廃棄物が発火、火災の原因になる現象とのことです。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 説明によりますと、重ねられている廃棄物の量に比例して熱が大きくなるため、廃棄物に引火、それが火災の原因になる、こういうことで、つい先日、11月23日、茨城県坂東市において廃プラスチックのリサイクル工場で蓄熱火災が発生しております。黒煙が立ち上がり、有毒ガスの発生、隣地への飛び火による火災が心配をされました。

そこで伺いますけど、廃棄物のこの積み上げの高さ、こういった高さの制限とか規制はあるのでしょうか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 海部南部消防組合に確認したところ、積み上げの高さの制限はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 積み上げの高さ制限はないということですね。

それでは次に、消防活動について伺います。

今年発生しました稲荷地区と三好地区における火災の消火活動に従事した消防団員の数と消火に要した時間、費用、また団員のけがの有無について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 消防団の活動実績について、本年8月の稲荷地内の火災では、消防団本部3名をはじめ第8分団から第12分団50名で合計53名が出動いたしました。活動従事時間は約6時間で、費用は出動報酬42万4,000円となります。

続きまして、本年10月の三好地内の火災は、消防団本部2名をはじめ第12分団11名で合計13名が出動いたしました。活動従事時間は約4時間で、費用は出動報酬5万2,000円となります。いずれもけがをした消防団員はおりません。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 稲荷の火災は53名の出動で6時間、三好地区の火災は13名で4時間の消火活動ということですね。費用のほうはさておきまして、けが人がなかったと、これが何よりだったなと私は思っております。

それでは次に、消防署との連携について伺います。

巡回指導及び水利確保を含め、連携内容について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市と海部南部消防組合は、日頃から各種情報を共有し、連携を取っております。産業廃棄物中間処理施設への巡回指導につきましては、海部南部消防組合に確認したところ、産業廃棄物処理業者に対しては、消防法第9条の4と海部南部消防組合火災予防条例に基づき、特に金属スクラップ火災が発生しやすくなる夏場を前に、管内の金属スクラップヤード内の立入検査を実施し、金属スクラップの集積方法、初期消火や通報体制について指導をしているとのことでした。

また、産業廃棄物処理施設は、県事務所環境保全課とも協力し、指導を行う場合もございますが、産業廃棄物処理施設の代表者となる相手方は外国人であることが多く、意思疎通が難しく指導に苦慮しているとのことでした。

消防水利等につきましては、防火対象物及び住宅密集地域には消火栓等が設置をされており、点検につきましては消防署が年1回実施し、消火用に使用できる河川等の調査も併せて実施しているとのことでした。

また、防火対象物や密集地域で新たに消火栓が必要な場合につきましては、本市に対して設置要望し、順次設置しており、さらに新規で防火対象物等が建設される場合は、事業主に対し消防水利設備の設置を指示しているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） しっかりと連携をされているということで理解をしておきます。

産業廃棄物処理施設も重要なインフラである一方で、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業でもあるため、その設置については極めて高いハードルが設けられていると思います。産業廃棄物処理過程において最終処分場への搬入に至る前の段階で、一次処理として焼却、破碎等の方法で減量化するための中間処理施設がありますが、この中間処理業の許可については、国・県・市町村のうちどこからの許可になるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 愛知県が設置許可を出しておりまして、本市内で許可申請をする場合は、愛知県民事務所環境保全課が窓口となります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 県の許可になると、こういうことですが、今後の本市の対策に関連してきますので、ちょっと伺います。

弥富市内に中間処理施設を建設する場合、申請してから建設完了に至るまでの手続の流れについて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 県民事務所環境保全課によりますと、法第15条の施設許可に関する廃棄物処理施設設置等許可申請の流れに沿った手順として、まず設置者が生活環境影響調査、いわゆるミニアセスメントを実施し、実施結果を許可申請に添付して申請します。この申請書に対する審査を経て知事が許可をする流れとなっております。

また、焼却施設や最終処分等一部の施設の場合は、説明会開催届及び説明会開催状況報告書を提出した後、知事から必要に応じ説明会の開催計画変更や追加開催等の指示があり、許可申請の提出後、これらの審査を経て知事が許可をする流れとなっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 焼却場や最終処分場の場合は、住民説明会の開催届及び説明会状況報告書、この提出が必要であると。様々な審査を経て、それから知事が許可を出すと、こういう流れでありますね。

それでは次に、一般企業が営業している事業所を売却して産廃業者がこれを購入したと。そして、産廃処理業務をそこで行うことはできるのか、産廃事業者への土地利用変更は地元の同意がなくてもできるのか、その辺りについて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 県民事務所環境保全課によりますと、法第15条の許可を受けている産業廃棄物処理施設を譲り受け、または借受けしようとする者は、知事の許可が必要となります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 最初からの手続と一緒に知事の許可が必要ということで、勝手にはできんよと、こういうことでもありますね。

それでは次に、産業廃棄物の中間処理施設を建設するには産業廃棄物処理法以外にも様々な法令が複雑に絡んできます。そこで、産業廃棄物処理業に関する法令、廃棄物処理法第14条と産業廃棄物処理施設に関連する法令、廃棄物処理法第15条についての説明と、その両者の違いについて何が違うのか伺います。そして一番肝腎なところですが、そこで地元同意は義務づけられているのかについても伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 法第14条は、業、すなわち営業に対する許可を規定しており法第15条は施設に対する許可を規定しております。つまり、法第14条は業を行うための許可の基準を規定しており、法第15条は施設を設置するための許可の基準を規定しております。

県民事務所環境保全課によりますと、法第15条の施設許可に地元同意の規定はなく、焼却施設や最終処分場等一部の施設で住民への説明会による周知が義務づけられているとのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） これ、今日の質問の中でここが一番大事なところなんですよ。第14条は業者に対する許可、15条は施設に対する許可ということですから、我々地元住民としては第15条が大事であるということになります。15条に今関する答弁では、廃棄物処理法上は地元同意の規定はないということですが、ここが大変重要なことであります。一方で、15条の施設許可である焼却施設、最終処分場の施設においては住民説明会は義務づけられているということで、説明会は行わなければならないが、地元同意の規定はないということで、言い換えると、説明会を行えば地元の同意がなくても許可が出る、こういうことになります。

先ほど質問したのは、そのところがどうなっているかということで質問をいたしました。まず、同意と合意は違います。何が違うかという、同意は一方からの提案や意見に対して、相手が賛成や反対の意思を示すことが、これが同意であります。合意というものは、複数の当事者が話し合いや交渉を経て、最終的に意見や認識を一致させることであります。第15条の趣旨としては、周辺地域へ環境負荷の高い産業廃棄物処理施設ができることで、住民に与える影響を事前に考慮して周辺住民と十分に話し合い、合意形成を図ってから事業を行ってほしいというお願いの趣旨であると私は思っております。

何といっても一番肝腎なのは地元住民との合意形成であります。住民の安心できる生活環境を確保するためには、市としては住民と事業者の間を取り持ち、合意形成に向けて尽力すべきではないかと思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 本市としましては、事業所の本格参入前に地元とのルールの確定及び当該事業所による誓約書の作成が有効な手法の一つではないかと考えておりますので、まずは地元でしっかりと話し合いをしていただければと考えております。

本市としましても状況を確認し、先例等を調査の上、情報提供を行うとともに、関係機関等と調整し、当該事務所への指導等を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 部長、これは行政としては当然のことなんですよ。これはぜひやっていただきたいと思います。そうでなければ、市民の困り事に対処する部署として市民生活部、これを設置したわけですよ。設置した意味がなくなっちゃうわけですよ。だから、設置した原点に戻ってしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

いずれにしましても、本市において我々が生活していく上で産廃の事業所がある以上、産業廃棄物の問題は切り離すことができません。最後に、市内における産廃事業の火災発生対策の取組について、市長の考えを伺わせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 産業廃棄物処理施設で火災が発生した場合は、周辺へ被害が広がらないように最小限に抑え込むことが重要であると考えております。産業廃棄物処理施設には、主に指定可燃物をはじめとした可燃性の高いものや火災や爆発などを誘発する電池や廃油、また燃えると有害なガスを出すものなど危険なものが多く扱われているため、被害が大きくなる可能性があるからです。このため、産業廃棄物処理業を違法な形で操業している業者に対して関係法令の遵守を指導することはもちろんですがまずは火災予防また火災が発生しても被害を最小限度にできるよう今後も海部南部消防組合と連携して指導を行ってまいります。

これらの施設の参入による生活環境の悪化に対しまして、何かしらの対策が必要であることは感じておりますので、行政としてチェック機能を高め、地域住民が安全・安心に過ごせるように努めてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 産廃処理、これは我々が生活していく上で、その処理業務については非常に大事なことであります。現在操業している産廃事業者の方は、県からの許可を得て操業しておりますからこれを止めることはできませんが、違法であれば操業停止になります。この点については県との連携が大事であると思っております。

ここまでの質問、答弁において県の許可が全てであることが分かりました。市が入り込む余地はありません。しかし、住民の合意形成が非常に大事であるということは言うまでもありません。しかしながら、市長は地元住民との意見交換を通して住民との合意形成を図り、これらを基に県に対して意見を述べるということが私は非常に大事であると思っております。

ので、その点よろしく願いしておきます。

一方で、許可が下りて現在操業中の事業所に対しては、操業に対して違法性がないか、火災発生に対してしっかりと操業規定を守っているのか、そのチェック体制をしっかりと行わなければなりません。それを行うのが消防署を中心とした行政であり、我々の地元住民だと思っております。地元と事業者が協議し、お互いが納得でき、ウィン・ウインの関係で生活ができるよう市としての指導が大事であります。市長は南部消防組合の管理者でもありますから、両面から見て火災を発生させないしっかりとした対策を構築することを申し上げて、次の質問に入ります。

次はヤード対策への取組についてですが、産廃事業と関連してきますヤード事業対策について伺います。

ヤードであるとは定義づけはできませんが、先日も名古屋市港区の自動車部品リサイクル工場で大規模な火災が発生しました。物すごい黒煙が立ち上がり、鎮火にも長時間を要したことをまず申し上げます。

1 問目の産業廃棄物処理施設内の火災と同様に、市内のヤード施設での火災発生が見られます。皆さん、ヤード、ヤードと言ってみえますが、一般的には自動車を解体し、またはそのために自動車やその部品を保管する場所を意味しておりますが、そのほかにも再生資源物として金属やプラスチック、あるいは家庭生活において使用済みになったテレビ、冷蔵庫、自転車等を有価物として山積みして保管している金属スクラップヤードがあります。私の地元でもこのような金属スクラップヤードが設置され、堆積したスクラップの山の崩落、あるいは風によるごみの飛散、異臭、雨水の浸入による汚水の流出、混入しているプラスチック、電池等を原因とする発火、延焼、また作業に伴う騒音等、様々な生活環境上の問題を引き起こしており、地域住民から多くの苦情が寄せられております。

これらの施設は市民から見ますと、産業廃棄物処理施設か金属スクラップヤードか、もう見分けが付きません。そこで、まずヤードとは何か、ヤードの定義から伺っていきます。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 議員が御説明のとおり、愛知県が制定しておりますヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例によりますと、ヤードとは、自動車解体の用に供する施設または場所をいうと定められております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） それでは、ヤードに対する本市の認識について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） ヤードと一くくりに言っても様々な作業内容のヤードがありまして、生活環境の保全の視点からも様々な問題が上げられます。例えば、中古車置場とし

てのヤードの場合は、一部の事業所において違法な一時路上占有や歩道に駐車するなど、市民生活の安心・安全が損なわれることを危惧しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） それでは次に、これまで市内におけるヤード火災について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 近年、市内の南部地域では、外国人が管理運営するヤードや中古車置場が急拡大しております。それぞれの敷地内で自動車解体中に火災も発生しているため危惧をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 都道府県及び市町村においてヤード対策として条例が制定されていますが、各自治体においてそれぞれ条例制定の目的が違うと思います。そこで、条例制定の目的と設置自治体数を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 件数といたしましては、愛知県をはじめ全国22自治体でヤード対策としての条例を制定していることを確認しております。内容としましては、自動車の解体または部品の保管を規制対象とするものや、使用済みの部品または再生資源物の屋外での堆積や保管を規制対象とするものがございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 部長からの答弁で、16の自治体でヤード対策としての条例を制定しているということであります。

目的と内容については自治体で異なっていますが、大きく分けると、盗難自動車の解体の防止、油等による汚染の防止、盗難自動車を解体し海外へ輸出する部品の保管などと私は認識をしております。

愛知県のヤード条例もおおむね自動車の解体と盗難に関するものであります。また、市単独で条例制定しているところは、兵庫県の三木市と茨城県の坂東市の2つの市であると認識しております。

ヤード条例において一般的には自動車ヤード条例が言われていますが、そのほかにその目的によってスクラップヤード条例もあります。この両者の違いについて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 他自治体が制定する自動車ヤード条例は、自動車の解体や部品の保管を行う事業者に対し届出を義務づけるなどの規制を行い、自動車の盗難の防止または自動車部品からの油等による汚染の防止を図ることを目的としております。

また、スクラップヤード条例では、解体された自動車の部品に限定せず、法上の廃棄物に

該当しない使用済みの物品や再生資源物の屋外での堆積や保管を規制の対象としております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 一般的には自動車ヤード条例で、愛知県及び三重県においては盗難自動車の解体を防止するための目的で制定をしていると。これによって自動車の盗難防止、市民の平穏な生活確保を目指していると、こういうことで、一方でスクラップヤード条例は、解体された自動車の部品に限定せずに、広く使用済みの物品や再生資源物、これについてはいずれも廃棄物処理法の廃棄物には該当しない有価物として屋外での堆積や保管がされているものに対して規制をしている。規制をして地域住民の生活環境保持を図っております。

事務局、2番目の写真をお願いいたします。

これは栄南学区内にあります産廃施設なのか、金属スクラップヤードなのか、ちょっと我々には市民には区別が付きませんが、こういった施設があります。こういった市内を見渡しますと、周りを塀で囲んで作業をしている事業所が多く見られますが、市民から見ると、どの施設もヤードと位置づけている市民の方が多いと思います。

産業廃棄物中間処理業と自動車ヤード事業、スクラップヤード事業、これらの違いについてどのように認識をされているのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 産業廃棄物の中間処理事業は、産業廃棄物を破砕、焼却、選別等を行うことにより、廃棄物そのものの減量やリサイクル可能な状態にする事業でございます。自動車ヤード事業やスクラップヤード事業は、法的な規定はされてございません。

自動車ヤード事業は自動車の解体や部品の保管を行う事業であり、スクラップヤード事業は使用済みの物品や再生資源物の屋外への堆積や保管を行う事業を指すものと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 稲荷地区における火災を見て、お隣の地区にお住まいの大谷地区、そして東末広地区の住民の方が心配で相談に見えました。私も現地を確認して現場の状況を市長に報告し、市長には翌日すぐに確認に来ていただきました。産業廃棄物と思われるものが入った大きな袋が野ざらしで山積みされ、その高さもトタン囲いをはるかに超えており、近隣の住民からは不安の声が上がるのも当然だなあと、こういうふうに感じました。

では事務局、3番の写真をお願いします。

これが大谷地区のスクラップヤードであります。最初の頃はこの塀に隠れて見えませんでした。がだんだん高く積み上げられて今現状ではこのような状態になっております。火災の発生による火花の飛散、隣地へのごみの飛散、廃液の隣地への浸水等が心配をされております。

事業者には伺いました説明では、有価物を積んでいるだけで産業廃棄物ではない、こういう

返答でしたので、この件については県のほうにも確認をしましたが、県からも有価物であると、産業廃棄物ではないから指導ができない、こういった回答があって、これは本当に対応に困って市のほうへ相談という形になって、現在は関係者による継続の協議を行っております。現時点では規制する条例もなく、有効な対策ができない現状であり、非常に困っております、こういうことでございます。

ヤード事業、スクラップ廃棄事業からの火災に対する取組について、また条例制定も含め、最後に市長の考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 市内の自動車ヤード事業所、スクラップヤード事業所における近年の火災頻発を受け、令和6年度から海部南部消防組合が市内の自動車ヤード事業所、スクラップヤード事業所に対しまして火災予防啓発のために戸別訪問をし、指導を実施しております。今後も火災が発生しないよう、海部南部消防組合をはじめ関係機関とも各種情報を共有し、連携して予防対策に努めてまいります。

この御質問のヤードに対する規制に関する条例制定につきましては、調査・研究をするよう担当部署に指示したところでございます。

また、騒音やオイル流出等がありましたら、まずは本市の環境課に御連絡いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） いずれにしましても、私は市内の現状を見る限り、快適な市民生活の確保に取り組むためには、自動車のヤード条例、スクラップヤード条例、あるいは資材置場条例等の条例制定が必要であると思います。市長は多くの各種イベントに参加され、本市のにぎわい創出、明るいまちづくりに向けて大いに努力されていることは十分理解しておりますし、感心もしておりますが、もう一方で、今回の質問のような暗い部分の課題にもしっかりと目を向けて取り組んでいただくことが、私はより一層大事だと思っております。

金魚のまち弥富市が産廃のまち、ヤードのまちにならないよう取り組んでいくことを申し上げます。

1問目の産廃事業、2問目のヤード事業ともに関連がありますので質問をいたしました。答弁にありましたように、これらの問題は市内各地においての共通問題であります。年明けになりますが、早川総務建設委員長を中心に、全国の自治体において市としてヤード条例をいち早く制定した兵庫県三木市を行政視察し、条例制定に向けて取り組んでいく方針であります。まだまだ調査・研究する部分がたくさんありますが、先ほどの市長答弁によれば、市長としても条例制定に向けて調査・研究していくと前向きの答弁をいただいております。県とも協議し、ぜひ早急に取り組んでいかなければならないと思っております。

今回の質問の問題解決をして、弥富市としての条例制定が絶対必要であると思っております。3月議会において、ヤード条例、金属スクラップヤード条例制定に向けての一般質問を引き続き私、行う予定にしておりますので、本日の質問はここまでといたします。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時23分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、伊藤千春議員。

○1番（伊藤千春君） 1番 伊藤千春。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

市民の皆様の負託を受け、この議場に立つ者として、弥富市が直面する課題を一つでも前に進めるため、率直かつ建設的な議論を求めてまいります。

令和7年を振り返れば、人口減少や地域経済の停滞、行政サービスの担い手不足など、私たちのまちを取り巻く環境はますます厳しさを増しております。こうした状況下でこそ行政がやるべきことをやる。冷静に明確に示し、現場で働く職員、市民の皆様、そして議会が一步踏み込んだ改革に取り組む必要があると考えます。

市民の皆様の声は決して遠くにあるものではありません。日々の暮らしの中で感じる不安や不便、そして、こうしてあってほしいという願いは、この議場へ確かに届いていると思います。行政がそれに応え切れていない部分があるならば、私たちはその現実から目を背けるのではなく、正面から向き合うべきだと考えます。

本日は、課題の指摘だけではなく、改善の方向性、実行可能な提案を示しながら議論を深めていきたいと考えております。

それでは、質問に入らせていただきます。

近年、全国の自治体でカスタマーハラスメント（カスハラ）という言葉が注目されているのは皆さん御存じだと思います。職員に対する暴言や威圧的な言動、長時間の苦情対応などが問題化しており、精神的に追い詰められる職員の方が増えているのが現状です。このことは決して職員を守るためだけの問題ではなくて、誰もが安心して市役所を利用できる環境を守るための課題であると思います。

市民の皆様のお多くは、真摯に要望や相談をしてくださってお見えになられております。しかしながら、一部の行き過ぎた言動などが続くと、他の市民の方の手续が滞ったり、職員が疲弊してサービスの質が落ちてしまうことも考えられます。であるからして、職員と市民が

共に安心して向き合える仕組みづくりが今日全国で進められております。

このことを踏まえた上で、よりよい環境になることを願い、8項目にわたって質問させていただきます。

政府は、令和7年3月に企業に対してカスハラ対策を義務づける労働施策総合推進法などの改正案を党議決定。国の法整備の動向としては、2025年6月に改正労働施策総合推進法が成立しました。愛知県においても令和7年10月1日に愛知県カスタマーハラスメント防止条例が施行されました。

そこで、愛知県条例についてお伺いいたします。

まず初めに、愛知県カスタマーハラスメント防止条例はどのような条例となっているのでしょうか、簡潔にお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） この条例は、全ての就業者がやりがいを感じ、安心して生き生きと働くことができる環境や事業者が円滑に事業活動を行うことができる環境を整備することが重要で、国、市町村、事業者、就業者、顧客等が一体となり、県民運動としてカスタマーハラスメント防止対策に取り組む必要があるとして制定されております。

したがって、民間事業者だけでなく地方公共団体を含んでおりますので、私たち自治体職員も対象とした条例となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 愛知県の条例に弥富市職員も含まれていることは分かりました。

それでは今お伺いした中での国、市町村、事業者、就業者、顧客などが一体となりと答弁されておりますがそれぞれにどのような対応が求められているのでしょうかお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 愛知県のガイドラインによりますと、国や市町村も営利を目的としない事業者という定義であります。事業者については就業者を保護する事前防止の取組などを積極的に講ずることが重要とされており、就業者についてはカスタマーハラスメントの原因とならないよう顧客等に適切な対応を行うことが重要とされております。顧客等につきましては、就業者に瑕疵、過失があった場合でも冷静な対応を心がけ、自らの行動に注意を払うことが求められるということでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 就業者について、カスハラの原因とならないよう顧客などに適切な対応を行うことが重要とされておりますとありますが、具体的には、カスタマーハラスメントとはどのような事案が該当するのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 愛知県のガイドラインによりますと、カスタマーハラスメントとは、顧客や来庁者からの要求や言動のうち、その要求の内容が妥当性を欠くものや、要求を実現するための手段、対応が社会通念上不相当なものを指します。具体的には、暴言、脅迫、長時間の拘束、執拗な要求などが該当します。

例を申し上げますと、対応が気に入らないということで、就業者に辞めさせてやると脅迫したり、おまえは役立たずだと侮辱したり、不満を繰り返し訴え長時間電話を切らないといった事案が該当いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 辞めさせてやるなどの過激な発言が本市でもあるのは分かりませんが、長時間電話を切らない人はいるような気がします。また、私が市役所内を歩いていると、内容は分かりませんが、さっき窓口で大きな声を出していた人がまだ話をしているなど感じることもありました。

そこで、本市が職員を保護する取組など現時点で行っていることは何かあるのでしょうか、あればお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 職員の名札について、子供から高齢者、外国の方にも分かりやすい表記とするため、また職員のプライバシーの保護及びカスタマーハラスメント対策の観点から、本年6月より平仮名とローマ字で姓のみの表記といたしました。

まずは職員一人一人の接客スキルの向上が重要であると考えておりますが、事業者としての対策といたしましては、本年3月議会において柴田議員に御答弁いたしましたように、引き続き全職員を対象として各種研修の機会を提供してまいります。現時点では、愛知県市町村振興協会研修センターの専門研修やeラーニングを活用してハラスメント研修やクレーム対応研修などの研修を受講しておりますほか、来年度も顧問弁護士を講師としてお招きし、研修を実施したいと考えているところでございます。

また、本年10月の課長会議において、カスタマーハラスメント行為者への対応は複数人での対応が有効であること、複数人で対応する際には記録係など役割分担を明確にすることが重要であることなどを再度確認するとともに、愛知県条例の施行に伴い、条例及びガイドラインの情報を課員と共有し、万が一の際に適切な対応ができるよう意識を高めるよう周知したところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 私も職員の接客スキルの向上によってカスハラへ発展していく事案も最小限に抑えられると思っていますので引き続き職員研修を進めていただきたいと思います。

本市がいろいろとカスハラ行為者に対する対策を考えていることが分かりましたので、次

は相談支援体制についてお伺いいたします。

相談窓口があっても相談しづらい、報復を恐れるという声が現場からは根強くあると思います。例えば、都道府県、市区町村で相談件数とその後のフォローアップ状況を公表しているところもあります。そこで、本市において実際にカスハラ行為者の行為によって担当者が精神的な被害に遭ってしまった場合などについては、どのような対応をされているのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） まずはそのようにならないように、日頃から複数人で対応することが大切ですが、万が一精神的な被害を受けてしまった場合においては、状況に応じて業務を中断させて休憩を促したり、上司や人事秘書課の保健師、臨床心理士へのメンタルヘルス相談を受けさせます。

また、再発防止の取組といたしましては、発生原因を検証し、対応方法の見直しや問題点の改善、対処を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 専門家によるメンタルヘルスケアもしていただけるということは分かります。こういった相談体制が機能するためには、匿名性や心理的安全性の確保が不可欠だと思います。今後は外部相談機関との連携などの支援体制の充実を検討していただくことを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

ほかの団体においては、独自の条例などを制定しているところもあるようですが、本市の今後の計画としてはあるのでしょうか、あればお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 愛知県が地方公共団体も含む事業者、就業者、顧客等を対象に条例を制定いたしましたので、条例の制定は検討しておりませんが、本市としての基本方針を作成してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） ここまで市役所の対応についてお伺いしてまいりましたが、次に事業者への支援についてお伺いいたします。

カスハラ対策は、中小企業や個人事業主にとっても重要な課題となっております。そこで、地域の中小企業に対してカスハラ対策を支援するような制度はあるのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 愛知県におきまして事業者向けカスハラ相談窓口が設置されており、愛知県カスタマーハラスメント防止対策事業事務局が窓口となり、電話及びオンラ

インを利用し、無料で相談ができる制度を設けております。愛知県内に本社または事業所がある企業、団体等が利用することができますので、何から始めたらよいか分からないという事業者におかれましてもぜひ御利用いただければと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 地域の中小企業者に対しても支援していただける窓口があるということですので、ぜひその制度を市内業者の方々に積極的に周知していただくことを改めて要望させていただきます。

最後に、市民への啓発と理解促進についてお伺いいたします。

市民に対してカスタマーハラスメントは許されないという理解が必要であると考えます。カスハラ防止は事業者や就業者の努力だけではなく、市民の皆様との協働が不可欠であると考えます。

そこで、ポスター掲示や窓口表示、市広報紙での周知など、具体的な啓発活動を早期に実現すべきであると考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市も愛知県が作成したポスター等によって啓発をしておりますが、このポスターやチラシ、ステッカーのデザインは無料でダウンロードできるようになっておりますので、市内の事業者におかれましてもぜひ御利用いただければと思っており、市民や事業者への啓発につきましても市ホームページ等を利用して周知に努めてまいります。

また、弥富市商工会におきましても本市と同様に、チラシやステッカーを窓口を設置していることや、本年11月20日に弥富市産業会館におきまして、商工会員を対象とした怒りの感情をコントロールするための心理トレーニングを学ぶアンガーマネジメントセミナーを実施し、カスタマーハラスメントについて知識の習得に努めているとのことです。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 以上、カスタマーハラスメント対策について質問してまいりました。

本日のやり取りを通じて、市としても現場の課題をしっかりと認識していただいていることは理解できました。また、市といたしましても現場で生じている課題を適切に認識して、改善に向けて取り組む姿勢を示していただいたことを強く受け止めることができました。

カスタマーハラスメントは、職員の業務環境に影響を及ぼすだけではなく、結果として市民サービス全体にも影響を与える可能性のある重要な課題です。職員が安心して働ける環境を整えることは市民の皆様への安心にもつながります。一つ一つの事案は小さく見えることがあっても、積み重ねられれば組織への負担ともなります。早期の対応が求められるものでもあります。この点につきましては、市と議会の共通認識であると私は考えます。

国のガイドラインや他自治体の取組も広がりを見せており、本市として現場の実態に即し

た形で、より実効性の高い対策が検討され、必要な整備を着実に進めていただくことを期待しております。例えば、行動指針の明確化、記録の仕組みづくり、研修の充実など、できることから結構ですので着実に進めていただけるものと思っております。

本日の答弁にもありましたように、市として改善へ向けた意欲があるのであれば、ぜひこれを具体的な形で示していただき、職員にとっても市民の皆様にとっても安心できる行政運営を築いていただきたいと思います。今後も市と議会がそれぞれの役割を果たしながら、本市のよい市政の実現に向け、弥富市がハラスメントを許さない、誰もが尊重される、そして組織として前進していくことを心から願い、要望し、私の総括意見とさせていただきます、これもちまして今回の私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者であります横井克典議員より資料配付の依頼がありましたので、これを認め、各位に配付しましたので、よろしく願いいたします。

次に、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

通告に従いまして質問いたします。

今回は、適正な指名業者選定事務についてと、小・中学校体育館等への空調設置についての2題です。

私は9月定例会で、適正な指名業者選定事務について質問しました。しかし、議会後、市民からは、市の答弁は質問の趣旨に合っていない、説明責任を果たしていないとの声が寄せられました。さらに、職員OBの皆さんからも、自分たちが管理職のときには事実と異なる答弁など考えられなかったと、失望の意見がありました。

これは、市政への信頼に関わる重大な問題です。行政に誤りが生じること自体よりも、その誤りにどう向き合うかが問われています。事実を認めず説明をすり替える姿勢は、健全な行政運営を損ないます。

また、12月2日にA社の所長は私に、12月議会でも真実の答弁がなければ、住民監査請求も視野に入れるともおっしゃってみえます。

虚偽答弁は、地方公務員法第33条の信用失墜行為に該当し得ることを踏まえ、誠実で事実に基づく答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1つ目です。

9月定例会で、私は市の指名審査委員会がA社の指名の偏りを把握していたのか、していなかったのかの二者択一で質問しました。しかし、市側は選定要領に基づき総合的に判断したと制度論に終始し、事実認識には触れられませんでした。なぜ事実認識の質問に答えず制度論にすり替えられたのか、その意図と理由をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 本年9月議会の一般質問の中で、議員より、任意の時期で区別した指名回数の一覧表を提示され、その回数の偏りを把握していたかという質問がありました。

その問いに対し、本市における建築工事に関わる設計業務では、担当課が予算編成時などに参考見積りを徴取した業者や、過去の実績等を基に業者選定を行っていること、一概に指名回数が平準化するように選定しているわけではないため、議員の言う偏っているという認識自体がないという前提を説明する必要があったため、その旨答弁したところでございまして、御指摘のすり替えるという意図はございません。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 私の質問の答弁になっていませんので、再質問します。

指名審査委員会が偏りを把握していたか否かという単純な事実認識です。

9月定例会も同じ質問をしましたがけれども、そのときも言いましたけれども、今年8月に教育部長、健康福祉部長、市民生活部長に一覧表を見ていただいて確認していただいたところ、3名の方がこの指名の偏り自体把握していなかったとおっしゃって見えまして。ということは、副市長もそのような答弁ができたんじゃないですか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 指名回数を把握しておりませんので、認識をしておりませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問します。

この指名の偏りを把握していないこと自体、委託事業とはいえ問題ではないですか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 指名審査委員会に、私は関わっておりませんものですから、そのようなことは全然認識をしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） これ、9月議会でもこういう問題になったことですので、市長御自身が指名審査委員会に入っていないから知らないというようなことではいけないと思います。

やはり、今回のことは市長が率先して事実解明をしなくてはいけないと思います。

次の質問に移ります。

9月定例会では、入札参加資格者名簿から除外したのか、それ以外の理由なのかという二者択一で事実関係を確認する質問をしました。しかし、副市長は要領第4条に基づき総合的に判断したと制度論の答弁を繰り返し、事実認識には答えられませんでした。

名簿から除外したか否かは、行政として即答できる明確な事実です。制度論に逃げられた理由をお示してください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 本年9月議会で、弥富市建設工事等請負業者選定要領に基づき、業務施行能力や契約の履行実績などから総合的に判断した結果である旨答弁することで、入札参加資格者名簿から除外しているものではないことは御理解いただけるものと考えていたため、御指摘の制度論へ逃げたという意図はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） これも答弁になっていませんので、再度質問します。

私が伺っているのは、入札参加資格者名簿から除外したか否かという単純な事実確認です。再度、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 委員会で除外したことはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 3番目の質問です。

9月定例会で、令和6年1月以降にA社を指名から除外した理由について、事務上の瑕疵によるものか恣意的判断によるものかの二者択一で再質問しました。しかし、市は選定要領に基づき選定しているため、瑕疵や恣意によるものではないと答弁されました。

しかし、この説明には矛盾があります。A社は選定基準を満たし、また瑕疵でもなく恣意的でもない状態で指名から外れる合理的な理由は現実には存在しません。

私も、過去に指名の登録の審査の事務を2年ほどしたことがあります。そういった現実的にこういった理由が存在しないにもかかわらず、令和6年1月以降、一度も指名されていません、A社は。なぜA社はゼロ指名となったのか、この矛盾を御説明ください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） さきの議会で、横井議員からA社が指名されない理由は、事務上の瑕疵か恣意的なものに限定されるかとの御指摘がありましたが、当たらないものと考えております。

その理由といたしまして、指名業者の選定は、入札参加資格者名簿に登載のある数多くの

事業者から、弥富市建設工事等請負業者選定要領の選定基準である技術的適合性や実績、施行能力などの観点から担当課において選定し、審査会に内申した上で決定しているためであり、事務上の瑕疵や恣意的なものどちらにも該当しないものと認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 令和6年1月までもう何十年も指名されていたA社が、理由もなく指名から、令和6年1月から外されていること自体、理解ができません。

再度質問します。

私が質問しているのは、先ほども言いましたように行政の事実認識であり、A社の入札参加資格者名簿は愛知県のホームページを見れば誰でも確認できます。ですので、令和6年度以降の突然のゼロ指名は、選定要領第4条以外に弥富市独自の判断基準が存在するとは考えられません。私も事務担当をしていますので分かります。それ以外の基準がない限り、この2年近くA社が指名から外れるということは、幾ら担当課がそれぞれ内申を持ってきたとはいえ、恣意的な要素が含まれているとは考えられません。

副市長、透明性確保のため、その法的根拠や基準をお示してください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、審査委員会で除外をしたことはございません。

指名審査委員会では、担当課において選定された資料に基づき、設計金額に必要な事業者数であるか、記載された業者は技術力や実績など指名基準を満たしているかを審査しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほど言われたように指名審査基準等云々ということは、また後から質問で示させていただきますので、市長に再々質問です。

ただいまの副市長の答弁、これは市民の方が納得できる答弁だとお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 副市長からそのようなことはないという答弁をしておりますものから、私はそのようだと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 続いて4番目の質問に入ります。

9月定例会の一般質問における副市長の答弁は、いずれも選定基準に基づき総合的に判断したと繰り返されております。

この答弁内容は、市長や関係部課長との合意形成を経て行われたものでしょうか、お尋ね

します。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 答弁につきましては、市長及び関係部課長に内容確認、合意を得て作成をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問です。

教育部長にお尋ねします。

8月1日に私がA社の指名の偏りの資料をお見せした際、教育部長は指名の偏りは知らないと答えられました。

しかし、その後、市長をはじめとする幹部との合意形成を経て、先ほど副市長が言われたように、選定要領の基準に基づき総合的に判断したとする答弁に同調されております。

どのような理由から、副市長が答弁された答弁に同調されたのでしょうか、理由をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 審査会において内申が上がってくる、その中で、私は審査員ですがけれども、審査会において内申されたその書類を審査するに当たり、一定の基準の中で判断しているということについては間違いはないと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ちょっと答弁になっていないので、市長に再度質問します。

どのような理由で答弁が変わったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 答弁は変わったことは、私は認識しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） じゃあ、次の質問に移ります。

また、副市長にお尋ねします。

9月定例会における私の一般質問に対する答弁には、事実と異なる内容が含まれていたのでしょうか、いなかったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 事実と異なる内容は含まれていないものと認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 事実が、含まれないものと認識、はっきり言っていたきたいものですけれども、まあ再質問です。

事実と異なる答弁ですので、再度質問します。

A社の所長は、副市長から9月5日に市役所に呼び出され、令和6年から指名除外してきたことを納得してほしい、納得してくれば指名再開を検討すると言われたと私に証言されました。

しかし、副市長は9月定例会では、そのような事実はないと答弁されました。

副市長は、A社の所長が虚偽の答弁をしているとお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 私の誤認について思い当たることはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうしますと市長、副市長のおっしゃってみえる今の答弁と、私が聞いたA社の所長の発言と、どちらを市長は信じてみえるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私、その場に居合わせておりませんものですから、お答えすることはできません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 6番目です。

9月定例会での一般質問と同じ質問をさせていただきます。

市の指名審査委員会は、A社の指名の偏りの状況を把握していたのかいなかったのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほど答弁いたしました、そもそも偏っているという認識はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 8月1日に3名の部長が把握していないとおっしゃってみえるのに、どうして副市長はそのような答弁なのでしょう、お尋ねします。矛盾していませんか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 設計業務の指名回数は記録を取っておりませんので、認識をしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そもそも取るべきだと思います。工事は取ってあって、委託業務は取っていない。委託に関しては、それぞれの課が指名を内申してくるから把握していない。これでは事務は不十分だということです。

ですけど、前回の9月議会でも市は事務改善するということをおっしゃられませんでした。

やはりね、事務上悪いというところがあれば、当然真摯的に直すという態度でいかないと、

こういう問題はいつまでも続きますよ。特にこういう恣意的な問題が疑われている問題に対しては、こういったことが何回か、疑われる可能性もあります。偶然に指名されていなくても、こういうことが続けば、ああ、市役所が恣意的に指名を除外したなどということになりますので、そういったことには気をつけていただきたいと思います。

7番目、行きます。

事務局、資料をお願いします。これも、9月に皆さんに御覧いただいた資料です。

令和2年度から令和5年12月まで市は委託業務で29件の入札を行い、A社は全件で指名されていました。しかし、令和6年1月以降は11件中ゼロ件とA社のみ指名が途絶えています。

この急変の理由を9月定例会で質問しましたが、市からは選定基準に基づく総合的判断という説明のみで、理由は明示されませんでした。令和6年1月以降、A社が指名されなかったのは、選定要領第4条に基づく評価が従前より低下したためなのか、お尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 一事業者の本市の評価につきましては、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問します。

私は、この一般質問をするに当たり、特定の企業名を言っているわけではありません。A社というふうに言っております。私の一般質問に対する答弁になっていないもので再質問もしますけれども、9月定例会で市は選定基準に基づく総合的判断と答弁されておりました。

先月、私はA社に出向いて、弥富市に提出した令和4年度と5年度の資料と令和6・7年度の入札参加資格者審査申請資料を見せていただいて比較しました。

実際に、こういった指名登録を弥富市にする場合は、これは紙ですけど、今は電子でやっていますけれども、この4年・5年と6年・7年、この内容を比較しました。市はこの内容を基に選定要領第4条というのがこれを審査する根拠になるんですけど、ここを見ても選定要領の第4条を十分に満たしておって、この4年・5年の分と6年・7年の分は中身は大差ありません。ほとんど違いがありません。

先ほども言いましたように、私もこの審査事務をしたことがあるものですから、そうすると、この令和6年1月から弥富市にA社が指名されなくなった理由というのは、見当がつかないんですよ。今、何か新しい基準でもできたんでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 指名審査会で、A社の評価を議論したことはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほどの副市長の答弁では、この指名の透明性というのが確保できて

おりません。

A社の令和4年・5年度と令和6年・7年度の2つの資料を比較しても大きな違いはなく、さらに、A社はこの2つの資料の期間、4年間、愛知県や名古屋市、春日井市、愛西市、瀬戸市、東浦町など県内多くの自治体からも継続して指名が入っております。

それにもかかわらず、弥富市だけで急遽指名が途絶えている、これこそ、令和6年度以降の突然の除外は選定要領第4条以外、何度も言います、4条以外に弥富市独自の判断基準が存在するとしか考えられません。

副市長、透明性確保のためにもう一度、法的根拠と基準を明確にお答えください。私もこれ担当しておったもので、勉強のために教えてください。どういう理由で外れたのか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 繰り返しの答弁になるかも分かりませんが、指名審査会におきましてA社の評価を議論したことはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） じゃあ、次の質問でまた質問を進めていきます。

次に、令和6年の指名審査委員会の場において、副市長は小学校再編について問題発言をした設計士が所属するA社を、指名候補者から除外せよと指示されたという話がありますが、副市長、この発言は事実でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） そのような発言の記憶はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） まあ記憶はございませんという今御答弁ですけど、何かどこかでいろいろこういう事例ってよく聞くんですけど、記憶がございませんと。

そのため、再度質問します。

私は、この指名除外の事案について、ある職員から、令和6年の指名審査委員会の場で副市長からそのような発言があったことの通報を受けました。副市長、職員がうその証言をしているとお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 問題とされている委員会における私の発言についてですが、何分数年前の話でございまして、数多く開催されているうちの一つの発言に関してでございますので、記憶にないというのが正直なところでございます。

私にそういった意図がないにもかかわらず仮に受けた側、職員がそのように認識をさせてしまったということでございましたら私自身が反省をしなければならないと感じております。

繰り返しになりますが、議員の指摘の発言について、私としましてはなかったものと考え

ております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 言われた職員、言われたじゃなくてその場におった職員が、そういうことを当事者でない、当事者か分かんないんですけど、そこにおった職員が令和6年度、1年前のことを記憶しているのに、指名審査委員の委員長である副市長が記憶にないというのは、ちょっと私としては納得がいきません。

再々質問です。

その当該職員は、副市長御本人が関わっていることから、内部通報制度を利用すれば自らの身分が危うくなると考え、利用できないと言っております。その結果、外部通報を検討しております。

ここまで事態が悪化しているのにもかかわらず、副市長は御自身の発言を認められないんでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほども申しましたけれども、私にそういった意図がないにしても、仮に受け手である職員がそのような認識をさせてしまった部分がありましたら、私自身が反省をしなければならないと深く感じております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 職員の問題も大事なんですけど、A社というのは営利企業で、その設計業務に対して営利を得ることによってなりわいをして、社員の給料、またその家族を保障しているんですよ。副市長の一言でそういった民間の方に影響を与えるようなことは当然あってはならない、職員に対しては当然内部でやっていただければいいんですけど、そういうことによって民間の方に影響を与えるようなことは、さすがにこれは問題であると思います。

9番目の質問に行きます。

9月定例会で、副市長は、A社が令和6年1月以降一件も指名を受けていない理由について、選定要領の選定基準に基づき総合的に判断した結果であると答弁されました。副市長の答弁を前提にすれば、市は選定基準に基づき比較評価した上でA社を指名から外すという結論に至ったこととなります。

つまり、この答弁は論理的に解釈すれば、市は総合的判断の結果、A社を指名から除外したという意味になります。副市長が9月定例会で述べた総合的に判断した結果とは、まさにこのA社を指名から除外するという判断を行ったという理解でいいのでしょうか、この点について答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 何度も申し上げますけれども、除外をしたということはござい

ません。さきの議会で答弁した総合的に判断した結果は、文字どおり、選定した指名事業者を総合的に判断をしているというものであり、特定の業者を指名から外すという意味ではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほどの質問での答弁にもありましたように、これは、副市長が令和6年の指名審査委員会、年度当初のときに、小学校再編の問題で市に反する意見を言った設計士がいる、そういうA社を指名から外せと言ったことは、私が情報を得ている限り間違いはないと思いますので、次の質問に移ります。

10番目です。

次に令和7年の指名審査委員会の場で、建設部長がA社を指名候補者としていないよねとA社の指名除外を確認する発言をしたという情報があります。本来であれば建設部長に確認すべきですが、今日は欠席ですので、代わりに総務部長、この発言について事実確認をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） そのような記憶はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 建設部長が見えないので、3月議会のときに御本人に確認したいと思いますが、いずれにしても、ちょっと再質問です。

その当該職員によれば、建設部長がA社を指名候補者としていないよねと発言したときには、そこに見えた副市長をはじめ幹部の部長さんたちも、そのことに反応していたということです。ですので、全く知らないということはないと思うんですけども、副市長、この建設部長の発言は事実でしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 指名審査会でそのような議論をした記憶はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 記憶がないというような答弁が繰り返されています。

再々質問です。

当該職員は、副市長とは関与しているため内部通報制度を利用できないというようなことを言っております。それでも、この証言している職員の発言を認められないのでしょうか、虚偽を言っていると御認識でしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、私にそういった意図がないにしても、仮に受け手側である職員がそういった認識をさせてしまったのであれば、

私は反省しなければならないと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうすると、副市長がそう担当職員が認識したというふうに理解すればということであれば、結局的にこの指名を外したという結論、結果としてはそうなるものですから、その辺りは確認させていただきました。

11番目の質問です。

先ほどの副市長・総務部長の答弁が事実と異なるかを証明するには、先ほどの当該複数の職員を、この議会で招致して証言をしていただければ明らかになりますけれども、先ほども言いましたように職員の身分保護が必要です。こうした深刻な状況において、市長は副市長及び幹部の答弁を全面的に肯定されるお考えでしょうか、お尋ねしますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど、副市長また総務部長が申し上げましたとおりでございます、御指摘というような発言は事実でないものと認識をしております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問です。

9月定例会の私の一般質問以降、先ほど副市長の答弁を肯定されるということですがけれども、肯定されるということは市長自身で、例えば副市長をはじめ関係職員等に、事実関係の聞き取り調査などは実施されたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうしますと、再々質問です。

調査を一切行わず、副市長等の答弁を全面的に肯定されるというのは理解はできませんけれども、どういった根拠で副市長等の答弁を認められているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど来、副市長が答弁しておりますとおりでございますものですが、あえて調査をする必要はないと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） でも、こんだけ、私は職員が外部通報しているということであれば、やはりこれは当然内部調査はする必要があるんじゃないですか。正義感を持って勤務している職員に対してこういう隠蔽体質の組織では、本当に明るい行政というのは期待が持てません。

12番、行きます。9月定例会と同じ質問です。

A社が、令和6年1月以降現在まで指名から除外されて続けていることは、指名審査委員会の正式な合議によって決定されたものか、決定されていないものかお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほど答弁をいたしました。指名業者の選定は入札参加資格者名簿に登載のある数多くの事業者の中から、弥富市建設工事等請負業者選定要領の選定基準である技術的適合性や実績、施行能力などの観点から担当課において選定し、審査会に内申した上で決定しているものでありまして、除外をしているという認識はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 副市長に再質問です。

副市長は、指名審査委員会において総合的に判断した結果と言われますけれども、判断したということは、すなわち合議を行ったということです。

先ほどの第4条の指名の基準に総合的にといても、指名基準の第4条を読んでも、このA社が過去に指名されておいて、総合的に判断してこれが外れるということは、総合的というのは何をもちいて総合的と言われるんですかね。第4条を総合的に判断するということが、4条以外にあるということでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） そのように申したわけではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） いずれにしても、指名審査というのは提出していただいた書類を客観的に見て判断するものですから、同じものを出しておいて、それも愛知県や名古屋市、他の自治体で同じ指名が入るにもかかわらず、弥富市だけが令和6年1月から入らないということは、それはきちんと市側が答弁できなければ、この指名の透明性というのは確保されませんよ、間違いなく。それがきちんと答弁できないということは何かあるんですよ。だから、記憶にないとか論点を外した答弁になる。こういうことでは、これから指名登録をされる何千社の方も疑いますよ、これから。適正に判断していただいているのかどうか。

このことを踏まえて、また13番目の質問に入ります。

令和7年9月5日、2年近く取引のないA社の所長を市役所に呼び出された件についてお尋ねします。この呼出しは、副市長御自身の判断によるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） はい、私の判断でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 14番目に行きます。

A社の所長を呼び出すに当たり電話で連絡を行ったとのことですが、いつ頃、何時、いつ

何時に行われたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 呼び出したわけではございませんが日程を調整している上で来ていただくということになったわけでございますけれども具体的な日時は確認できませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） これは、9月定例会で8月28日午前中に副市長がA社に電話をしたと私が質問したときには、副市長は反論されませんでした。ということは、8月28日午前中というのは間違いありません。日付が分からないのではなくて、私もA社の所長に副市長からの携帯電話の着信履歴を見せていただきました。当然8月28日に電話があった、副市長から電話があったという事実も確認しておりますので、再質問します。

私が一般質問通告書を提出したのは8月27日の正午、一方、副市長が電話をされたのはその翌日、8月28日の午前中であることがA社の所長から確認されております。つまり、私の一般質問の提出と副市長によるA社への連絡は、僅か1日、極めて近いタイミングで起きているというのが事実です。

副市長は、A社へ連絡を取られた行為は、私の一般質問の提出と何ら関係があったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 本年9月議会の議員からの一般質問で示された内容について事実関係を確認し、私どもと相手方の認識に違いがないかを確認をさせていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再々質問です。

また同じように、副市長がA社へ電話をされた8月28日の午前中に、同じ時間帯に、今度は職員のOBの方から私の携帯電話に電話があって、その内容はA社の指名に関する一般質問は取り下げるべきだという内容でした。A社の具体的な企業名も述べられました。

私が一般質問を提出した事実は、市民やほとんどの職員がまだ知り得る状況ではありません。このようなタイミングで電話があったこと自体、極めて不自然であります。

職員OBから私に対し、一般質問の取下げを求める電話があった事実と、この副市長が電話をされたということとの何らかの関係があるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 私は職員のOBの方を知りませんが、横井議員がそのOBの方を知っておみえになるのであれば、どなたから聞いたかをお尋ねいただければ、私に聞かれるよりもはっきりすると思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） では、3月議会でまた質問させていただきます。このことは、地方公務員法第34条の守秘義務に違反が疑われますので、次回は一般質問でまた明らかにしていきます。

次に、課長や部長ならまだしも、2年近く取引のないA社に対して副市長がじきじきに電話をかけることは通常では考えられません。副市長はどのような目的で電話をA社の所長にされたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 事実関係を確認し、私どもと相手方の認識に違いがないかを確認をさせていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問です。

私は12月2日にA社の所長にお会いして、9月5日のその副市長との打合せ内容について確認しました。そうしたところ、今副市長が言われた一般質問の打合せはしてみえないんですよ、私が確認したところ。それなのに、副市長は一般質問の打合せをしたということでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 私は一般質問で示された内容につきまして、確認をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 次の質問に移ります。

令和7年9月5日に行われたA社所長との打合せは、副市長お一人で臨まれたのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 2名の職員が同席をしておりました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 私が確認したところでいけば、財政課長と担当者というような確認がA社の所長からも取れておりますので、副市長の答弁はそのとおりだと思いますけれども、財政課長、A社の所長は副市長から指名と入札についてということで、市役所に呼び出されておりますけれども、財政課長は副市長からどのような打合せをするということで連絡を受けたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 御答弁いたします。

副市長が申し上げていたように、事実関係を確認したいというようなお話であったと記憶しております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 次の質問に移ります。

副市長は8月28日、2年近く一度も取引のないA社の所長に電話をかけ、9月5日に市役所に呼び出されました。A社の所長によると、呼出しの理由は入札と指名についてだったそうです。

私はA社の所長から次のような証言を得ています。令和7年9月5日、副市長から令和6年から指名を除外してきたことを納得してくれれば、指名の除外を今後検討していくとの発言があったと証言されていますが、この発言は事実でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 議員が指摘するような趣旨の発言はなかったと記憶をしておりますが、検討すると言ったことは事実でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうしますと、副市長に再質問ですけれども、A社の所長は議会事務局配信の9月定例会の動画を視聴して、9月定例会において副市長は偽りの答弁をしていると証言されています。既にマスメディアの取材にも応じられていますけれども、それでもなお副市長は虚偽ではなかったという答弁でしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） はい。私はそのように思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再々質問です。

私は9月22日に財政課長から、副市長がA社の所長に対して、納得してくれれば指名の再開を検討するとの発言があったことの証言を得ました。しかも、このやり取りは財政課長と私の双方が録音しております。

それでもなお、副市長は御自身の答弁が虚偽ではないと断言されるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほど答弁しましたとおり、検討するということは申し上げました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問が2回ですので、次の質問に移りますけれども、令和7年9月5日のA社所長とのやり取りについて、副市長は令和6年から指名を除外してきたことをこの場で納得してもらえれば、指名の再開を検討するとの趣旨の発言をされています。

市長は副市長の答弁を全面的に肯定されるお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議員が指摘するような発言の事実はなかったと、私は認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問ですけれども、9月定例会以降、何回も言いますが、この9月5日の副市長の答弁について、市長御自身で副市長やA社の所長、関係職員から事実確認の聞き取り等はされたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） なぜ、調査をされずに、一方的な方からの答弁で、副市長の答弁を肯定されているんでしょうかね。A社の所長と財政課長がそろって虚偽を答弁したというふうになりますけど、市長、どう思われますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどから申し上げておりますとおり、指名審査、またA社が訪れたということに対しまして、私は同席しておりませんので事実確認ができておりませんが、副市長は申し上げているとおり、事実はなかったということでございますものですから、そのように答弁をさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） とはいえ、こういったことで議会の場で議事録に残る形で私も発言しておりますので、やはりこれは調査する必要があるんじゃないかと思います。

次に、令和7年9月5日に行われたA社所長との打合せの際、この6年以降、A社が指名から外れている事案は、この打合せの場で話題になりましたか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 指名がされていないことの話はありました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 指名をされていないという話題はされたということですね。

じゃあ、話題にされたということは、偏りがあるから話題にされたんじゃないですか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 市の発注する業務を施行される以上、技術力を発揮されることが当然でありますし、お互いの信頼関係が大切であることも申し上げました。発言に注意されるよう申し上げたと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 2年以上取引のないところに、急に所長を呼び出してそういう話をすること自体が不自然ではないですか。もし指名するんであれば今度の機会に指名すればいいだけであって、わざわざ名古屋市から、遠方から呼び出してこんな話をすること自体が、私は、逆にほかの企業からすると、どうして特定の企業だけを市役所に呼んで、それも個別に話をするか、当然透明性が確保されないと思いますよ。他の業者から疑われることはいろいろな問題にもなるもんですから、気をつけていただきたいと思います。

20番目の質問です。

9月定例会において、私が市はA社に対して指名の過程のてんまつを説明すべきではないかと質問した際、副市長は次のように答弁されました。過日私が議員おっしゃってみえるだろう会社の方とのお会いしたことがないことがございますけど、会社としてもそのようなことはないということで私は回答を得ておりますと。

ここで問題となるのは、副市長答弁の中の会社としてもそのようなことはないという部分が極めて曖昧で、答弁として成立していない点です。副市長が答弁で述べた、会社としてもそのようなことはないとは、具体的にどのようなことでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 議員が指摘される、指名がなかったことへの不服のことを指しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 21番の質問に移ります。

9月定例会において、副市長は次の答弁をされました。

本市の行う指名の業者選定には、法人あるいは個人事業主がございますが、指名の業者選定に対する問合せ並びに苦情の申立てなど、実態は市として把握しておりませんと答弁されております。この点について間違いはないでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 誤りはないと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問です。

9月5日の打合せで、その副市長とA社の所長と、A社の所長は、今後の市の対応によっては何らかの行動をするとの趣旨の発言をされています。副市長、この発言こそが事実上の苦情、指摘、御意見ではないですか。

要するに、私も12月2日にもう一度A社の方に会いましたけれども、A社の所長さんは市の指名の除外、外したことに對して納得されていませんでしたよ。この点について副市長の見解をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 私は隔たりはないものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再度質問します。

財政課長が同席していましたので財政課長に、A社の所長は今後の市の対応によっては何らかの行動をするとの発言があったのでしょうか、財政課長、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） そのような発言があったとは思っております。

○議長（堀岡敏喜君） もう一度。

○財政課長（村田健太郎君） 失礼しました、そのような発言があったと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） であったという答弁が得られました。

22番、最後の質問です。

この問題は複数の答弁では明らかにすることができませんでした。

証言する職員は、副市長等が関与しているため、自身の立場を守る観点から内部通報制度を利用できず、外部通報の意向を示しています。

市長は、外部有識者による第三者委員会を設置し、市長自らが先頭に立って事実関係を明らかにするべきではないでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 設置する予定はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 設置しないということですので、再質問しますけれども、第三者委員会を設置しないのであれば、本件についてこれうやむやにするお考えでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどから副市長も答弁しておりますとおり、そういった事実はないということですのでございますものですから、決してうやむやにするつもりはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 私自体も今、頭の中がうやむやになっておるんですけどやっぱりこれクローバーテレビを見てみえる方、傍聴に来てみえる方も何のことだろうって分からない状態になっておりますのでこれは、ぜひとも第三者委員会を設置するべきであると考えます。

本件は、内部調査では事実解明は困難であり、市民からも説明責任の不履行が指摘されています。よって、私は地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置を求める議案を提

出する考えであります。

本件は、単なる手続上の問題ではなく、弥富市における行政全体の信頼性、公平性、透明性に直結する重大な事案であります。行政には、誤りを隠すのではなく、誤りを認めて正し、そして、その経緯を真摯かつ丁寧に市民へ説明する責務があります。これを怠ることは組織風土をゆがめ、ひいては官製談合、予定価格漏えいなど、より深刻な不正の温床となりかねません。そういったところから、私は引き続き真相究明に取り組んでまいります。

時間がないものですから、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、小・中学校体育館への空調設置についてです。

11月22日に開催された市政報告会では、総合体育館アリーナの空調は令和8年度設計、令和9年度工事と示され、小・中学校体育館より優先する方針となっています。

なぜ、小・中学校体育館より総合体育館アリーナを優先、先行整備する方針を示されたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合体育館アリーナは災害時の一次開設避難所であり、最も収容規模が大きく、2階ということもあり避難所開設時も津波の影響は少ないと考えられます。また、総合体育館は人口密集地に位置するため避難者数も非常に多いと想定されております。そのような状況で、特に夏場に災害が発生した場合、大変厳しい状況になると想定されるため、総合体育館アリーナへの空調設置を優先してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問です。

この総合体育館アリーナの空調設備についてですけれども、令和7年3月に策定された中期財政計画には盛り込まれているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 御答弁いたします。

令和7年3月の中期財政計画には盛り込まれておりません。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうすると、突如として出てきたんかなというふうにはちょっと感じ取れますので、市長に再々質問です。

本年3月に策定された中期財政計画に盛り込まれていない総合体育館アリーナ空調設備事業を、なぜ突然進めることになったのでしょうか、中期財政計画との整合性、優位性、順位の判断基準をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私は、かねてから総合体育館への空調をとということで、市の内部でも

話しておりました。これはなぜかと申しますと、やはり東日本大震災以降、一層発生確率が高まっております南海トラフ地震がいつ来てもおかしくないような状況であります。

また、昨夜も青森県で大きな地震がありました。あのような中で体育館へ避難された方、大変今寒い時期でございまして、本当に凍えるような避難生活を送ってみえるわけでございます。そういった方々には、少しでも電気が通ってれば、ガスがあればということでございますけど、暖を取っていただければということで、災害時に備えて一刻も早く空調設備を整えたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今、先ほど市長の答弁から、かねてから考えておったということであれば、令和7年3月の中期財政計画、特に今回このアリーナでいけば数億円かかる空調の工事になるものですから、こういったものは当然半年前の、9か月前の中期財政計画に盛り込まれてこそその事業だと思しますので、そういった部分で全てに関して、こういう中期財政計画や総合計画の基本計画、実施計画にもしっかりと盛り込んでいただきたいと思っております。

2番目、小・中学校体育館は災害時の一次避難所であり、平常時でも児童・生徒が長時間使用する重要な施設です。しかも、近年、猛暑で体育館内は40度近くに達し、プール授業も中止になるほどの異常な暑さです。この環境では熱中症リスクが高く、災害時の安全も確保できません。保護者等からは子供の命を最優先すべき、優先順位は逆ではないかとの疑問の声が、多く私のほうに寄せられております。

それにもかかわらず、弥富市は総合体育館アリーナの空調を優先しています。市の感覚は市民感覚と大きく乖離していませんか。この市民の声について、市長としてどのように受け止められるのか、市長の見解をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども部長のほうで答弁いたしましたが、総合体育館は一次開設避難所であるため、非常に多くの方が災害時に避難をしてくと想定をされています。これは決して大人ばかりではなく、小さいお子様から御高齢の方まで全ての方でございまして。そういったことによりまして、優先的に空調を整備してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問です。

近隣自治体では、学校体育館への空調設備は急速に進んでいます。蟹江町では今年度中に全中学校、来年度は全小学校に整備が完了します。大治町及び飛島村は今年度中に全小・中学校が完備します。さらに、愛西市は令和6年度に全中学校の整備が終了しています。津島市においては全小・中学校にスポットエアコンが配備されております。

これらと比較して、本市の対応は大きく遅れている状態です。この優先順位は妥当である

と市長はお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどから申し上げておりますとおり、本当に災害がいつ来てもおかしくない状況の中であって、やはり一番大きな避難所でありますし、また2階ということであって津波等も心配なかろうであろう避難所でありますものですから、そちらのほうの空調を先に整備して小・中学校につきましては速やかに整備をしまいたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 3番目の質問に移ります。

市政報告会資料では、よつば小学校体育館は、令和10年4月の開校と同時に空調整備が行われると明記されています。しかし、弥生、桜、白鳥、日の出小学校、弥富中学校、北中学校の6校については一切スケジュールが示されておられません。学校ごとの具体的整備年度をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小・中学校体育館の空調整備につきましては、総合社会教育センターアリーナ空調整備後の令和9年度から整備を始め、令和12年度までに終える計画となっております。整備の順番につきましては、今後検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問です。

どの自治体も、先ほど愛西や蟹江や大治のところへ尋ねても、議会や市民に対して、いつまでにどこの学校からやっていくということはきちんと明示されています。

先ほどの部長の答弁では、9年から12年という幅を持たせていますが、もう近い状態でこれから中期財政計画に盛り込んでいかなきゃいけない状況にあるにもかかわらず、具体的、何年度にどこの学校とうたえないこと自体が問題じゃないですか、再度お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和9年度からということで部長のほうは答弁しておりますが、順につきましては内部で検討中でございます。次の議会には報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ぜひとも、3月に市民の方に明らかにして、安心していただけるのがよろしいかと思えます。

最後の質問です。

学校や総合社会教育センターの空調スケジュールは示されていますが、TKEスポーツセンターだけ例の市政報告会の資料にはありませんでした。TKEスポーツセンターアリーナ

はいつ整備される計画でしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） TKEスポーツセンターは令和2年3月に策定されました弥富市公共施設再配置計画に記載されておりますが、令和12年度から令和21年度の計画期間第2期に当たります期間に大規模修繕時期を迎えることから、費用効率等を考慮し、その工事に合わせて整備工事を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問です。

そうすると、このTKEスポーツセンターの空調設備は、来年3月頃策定の中期財政計画には盛り込まれる予定でしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 来年度の中期財政計画はまだ策定に着手しておりませんので、お答えいたしかねます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 盛り込む予定はあるのかないのか、答弁をお願いします。市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 第2期の時期に当たりますものですから、これは検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） どちらにしても、こういった小学校の体育館のエアコン、TKEのエアコン、どちらにしても何億というのが6つも7つも8つも来るということは、市に対して財政的に負担が生じてきますので、やはりこれも、平準化するためにやはり計画に盛り込んでいって、それに基づいて財政を今後考えていかなきゃいけないと思いますので、全てものは盛り込んでいかないと、今後の財政を検討していく上で後々数字が違って来たということになりかねませんので、全て網羅していただくよう要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者であります平居ゆかり議員より資料配付の依頼がありましたので、これを認め、各位に配付しましたので、よろしく願いいたします。

次に、平居ゆかり議員。

○4番（平居ゆかり君） 4番 平居ゆかりでございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

市民が利用できる公共施設に設置されている事務機器についてお尋ねをいたします。

現在、本市の公共施設の中には、生涯学習課が管理する施設をはじめ、印刷機やコピー機などの事務機器が設置されています。これらの機器は市民活動や団体運営において重要な支援機能を担う一方で、機器の維持管理や経費負担の面では適正な運用が求められます。今後の公共施設の在り方を検討していく上でも、こうした事務機器の利用実態とコストの構造を把握することは重要であると考えます。

そこで、以下の点について伺います。

生涯学習課が管理し事務機器が設置されている施設の中で、市民が事務機器を利用できる施設はどこでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合社会教育センター、白鳥コミュニティセンター、TKEスポーツセンターの3施設でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

では、市民が利用できる事務機器の種類は何でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） コピー機及び版を作成し、その版にインクをつけて紙に転写する印刷機の2種類になります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

印刷機は昔でいう輪転機のことになるかと思えます。

次に、裁断機や紙折り機などの使用を希望する声や要望はありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 各施設の職員に確認をいたしましたが、そのような声や要望は伺っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

では、利用できる市民とは、どのような団体、グループを指すのですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 使用できる団体としまして、各自治会、各コミュニティ推進協議会、スポーツ協会、文化協会等であります。なお、個人での使用はできません。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

それでは印刷を行う際、利用枚数に制限はありますか。また料金はかかりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 利用枚数に制限はございませんが、印刷にかかる費用が異なることから、20枚まではコピー機を使用していただき、それを超えるときは印刷機を使用するようお願いしております。また利用料金は無料でございますが、使用団体には用紙の持参をお願いしております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 今後、多少なりとも利用料を徴収する考えはありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在は利用料の徴収を考えておりませんが、今後事務機器を更新する際には、公平性の観点や受益者負担の視点から、コインベンダー付きの機器の導入について検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） これを私がお聞きした理由は、個人利用をしたい場合でも受益者負担で利用できるなど、そういったサービスも必要になってくるのではないかという思いがあるところでしたが、自治会やコミュニティ推進協議会のような公益提供者は受益者とは違いますので、その点は慎重に方法を検討いただきますようお願いをしておきます。

それでは、以下、本市の代表的な生涯学習施設である総合社会教育センターと白鳥コミュニティセンターに焦点を当てて、機器の運用状況を伺います。

まず、両施設に設置されているコピー機について伺います。

今使っているものの導入時期はいつでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合社会教育センターのコピー機は、本年7月1日より導入しております。白鳥コミュニティセンターのコピー機は、令和2年4月1日より導入しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） では、月間平均使用枚数はどの程度でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合社会教育センターは約4,900枚、白鳥コミュニティセンターは約1,800枚であります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 1枚当たりの実質単価は幾らでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合社会教育センターは1枚当たり1.65円であります。白鳥コミュニティセンターは、200枚までは定額2,200円で、201枚から500枚までは1枚当たり8.25円、501枚以上は1枚当たり6.6円であります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） そうなると、単純計算で社協センターは毎月約8,085円、白鳥コミュニティセンターでは毎月約1万3,255円となるかと思えます。

では次に、機械リース料または再リース料が発生しているものはありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合社会教育センターは5年間のリース契約で、白鳥コミュニティセンターは1年ごとの再リース契約でございます。両施設ともに機械リース料として個別の支払いはありませんが、保守委託料、消耗品代等を合わせて印刷1枚当たりの単価となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） コピー機は印刷料金にもろもろ含んでいるということになるかと思えます。

次に、両施設に設置されている版を作るほうの印刷機についてお聞きします。

導入時期はいつでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合社会教育センターは令和元年11月1日に導入し、リース契約終了後引き続き使用しております。白鳥コミュニティセンターは令和2年11月1日に導入し、リース契約終了後引き続き使用しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 機械リース料または再リース料が発生しているものはありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 両施設ともリース料は生じておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。譲渡されている形になっているかと思えます。

ですが、年間保守料金は支払っていますか。払っていれば幾らでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 両施設とも年間保守業務委託契約をしております。保守業務委託料としまして、総合社会教育センターは11万3,740円、白鳥コミュニティセンターは4万7,391円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 再質問になります。

先ほどの白鳥コミュニティセンターのほうが安いのは、導入時期からして年度途中であったからということでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 梶浦生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（梶浦智也君） 白鳥コミュニティセンターは、本年11月から令和8年3月末までの5か月間の委託契約のためでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） では年間11万3,740円ということですので、毎月にすると約9,478円程度を支払っていることになるかと思います。

印刷機はマスターと呼ばれる印刷用の版を作るのに必要なシートとインキ、要するにインキですが、が消耗品となります。

マスターとインキの価格及び令和6年度の購入実績をそれぞれお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 版を作るのに必要なシートであるマスターが1箱2本入りで税込み1万6,896円です。インクが1箱6本入りで税込み1万5,840円でございます。

令和6年度の購入実績ですが、総合社会教育センターはマスターを3箱、インクを2箱購入いたしました。白鳥コミュニティセンターはマスターを1箱購入いたしました。インクは購入しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 印刷機の印刷コストは単純に消耗品の購入実績の合計になります。

ただ、メーカーが出しているランニングコスト表を参考にできるので、今お聞きした市が購入している価格に訂正してランニングコスト表を算出してみました。A4ベタ10%原稿で片面印刷の場合になりますが、書画カメラ2をお願いいたします。

このランニングコスト表は、同じ原稿を何枚刷るかで1枚当たりの印刷コストの変化を示すものです。あくまでも同原稿としてということです。また、先ほどお伝えしましたA4ベタ10%原稿というのは、配付しているこの資料の印字率ぐらいだと思っていただければいいかと思います。

詳しく見ますと、マスター代が1版当たり42.24円になります。製版の際に使われる製版

インキ代は、印刷時のインキ代より高く約12円になります。そして、印刷をかけるインキ代が1枚当たり約0.08円になるので、1枚製版すると、足して約54.32円になります。10枚では55.04円となり、1枚当たりは約5.5円となっています。20枚で約55.84円ですので、1枚当たりが約2.79円です。その後50枚、100枚となると、もちろん1枚単価は下がっていきます。

そうすると、総合社会教育センターではコピー機単価が1.65円ですので、30枚の1枚当たり約1.89円では印刷機のほうがまだ高く、40枚の1枚当たり約1.44円までの間で印刷機のほうが安くなってくると判断ができます。

また、白鳥コミュニティセンターにおいては、コピー機単価が一番安くても6円ですので、5円での1枚当たり約10.93円ではまだ高いのですが、10枚の1枚当たり約5.5円であれば、印刷機を使うほうが安いと判断ができます。

では、現状、市民が印刷を希望する際、印刷機とコピー機の使い分け基準、要するに何枚以上が印刷機、何万円以下がコピー機というのはどのように定めていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 20枚まではコピー機を使用し、それ以上の枚数は印刷機を使用し  
ていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 先ほどの計算を踏まえますと、それぞれの施設で枚数規定の設定に  
違いを持ったほうがいいかと思われませんが、どう判断されますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市の施設においてそれぞれ異なるルールを用いることは利用者に  
混乱を生じさせるおそれがあることから、本市といたしましては現状のとおり利用して  
いただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） そこが印刷機があることのデメリットになってくるわけです。コピ  
ー機単価が安い施設と高い施設がある場合、同じ使い方をしていると印刷機の本来のメリッ  
トが最大限に生かせないわけです。

そもそも、総合社会教育センターのコピー機は単価が安く、リース料及びメンテナンス料  
も含まれています。一方、白鳥コミュニティセンターのコピー機単価は高くなっています。

そこで、もし白鳥コミュニティセンターにおける印刷機の利用をコピー機に一本化し、使  
用枚数を増やすことで単価を下げられるのであれば、印刷機の保守や消耗品の管理を廃止し、  
コピー機に統一することができる可能性は十分あるのではないのでしょうか。

先日、白鳥コミュニティセンターの印刷機の令和7年2月26日の出力のロギングデータを

見させていただきましたところによると、トータルカウンターですけれども27万4,313枚を示しておりました。当時の印刷枚数よりは昨今は少なくなってきているはずではありますが、単純に導入からロギングデータ出力までの52か月で割ると約5,275枚印刷機で印刷されていることが分かります。これを、総合社会教育センターのようなコピー機単価1.65円で印刷ができれば約8,703円程度のコストになり、単純に印刷機の保守契約代と消耗品代を合わせて月で割った金額よりも安くなるということです。

印刷機は同原稿大量印刷時には非常に低コストである一方、製版ミスによる無駄はかなり大きいものです。ここがよく理解いただきたい点です。ランニングコスト表からも分かるように、一回失敗したときの再版に倍のマスターコストがかかると意味がなくなってきます。また、廃版のごみ、インクの汚れやメンテナンスの煩雑さ、また年間保守料金も安くはありません。そして、今のコピー機は複合機になっていますが、それとは違い、印刷後の帳合いの必要性といった課題もあります。

そもそもこの課題に関しては、市民の方が利用していた時、帳合いをしてくれない分の労力がかかるので印刷機ではなくコピー機を利用したいという要望をいただいていたことがきっかけでございます。また、近年は紙媒体からデジタルへの移行が進み、印刷物の需要も減少傾向にあります。こうした状況を踏まえると、機器の集約や効率化も検討すべき段階にあるのではないかと思います。

もちろん、単価の契約状況の見直しができるかということは大前提としてありますが、まずは白鳥コミュニティセンターの印刷機をなくし総合社会教育センターのような条件のコピー機、いわゆる複合機に一本化していくのはどうかと考えますが見解はいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 白鳥コミュニティセンターに関しまして、契約内容や印刷枚数などを考慮して、複合機またはコピー機一本化も視野に入れながら、最も適した運用となるよう進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 白鳥コミュニティセンターについては、まず印刷機の実際の使用枚数を正確に御確認いただくことが必要だと考えます。

例えば先ほどお伝えしたロギングデータを参考に、コピー機側の1,800枚と印刷機側の5,275枚を合わせると7,075枚です。7,075枚掛ける1.65円は約1万1,673円です。現状では、コピー機が1,800枚で約1万3,255円と印刷機側の保守料金の月額約9,478円がありますので、マスターとインキの消耗品を除いたとしても、合計すると約2万2,733円がかかっています。よって、印刷機がなければ、そしてコピー機側が社教センターと同条件で契約ができれば、毎月1万円以上のコストカットが実現できる可能性があるということです。こうした点から、

ぜひ積極的に見直しを検討していただきたいと思います。

ただ、社教センターにつきましては、印刷機の使用枚数をしっかり確認いただく必要はありますけれども、こちらはコピー機単価が安く抑えられているという点と、消耗品の購入量を見ますと、同じ原稿を数百枚単位で印刷するという印刷機ニーズがまだ一定程度あるようには思いますので、更新時期に向け十分な検討を行った上で、最適な印刷環境を整えていただきたいと思います。

次に、今回は2施設に設置されているコピー機及び印刷機に焦点を当てて調査を行いました。今後は市役所や学校などを含めた全市的な事務機器の見直しも必要ではないかと考えます。

確かに、依然として大量印刷が求められる業務もあることは理解をしています。現状では、印刷機と帳合い機を組み合わせで使用していることと思います。しかし、消耗品の管理やそれぞれの機械代、それぞれの保守費用などを総合的に考慮すると、両面印刷やソート機能など多くの便利機能を備えた高性能複合機への集約が労力や経費の削減につながる可能性もあるのではないかと感じますので、この点は入替えの時期などにはしっかり確認をいただきたいと思えます。

こうした労力と経費の無駄をなくす視点を踏まえ、今後の事務機器の在り方について本市としてどのように考え、どのような方針で見直しを進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市では、複合機、印刷機等の事務機器は、通常リース契約にて使用しております。

現在、複合機等の事務機器のリース契約を更新する場合、物価上昇、賃金上昇の影響を受け、印刷1枚当たりの単価は従来と比べ大きく上昇する傾向にあります。

今後、事務機器を更新する際には、施設の事務内容や印刷量の状況、リース料金、保守委託料、消耗品費等を総合的に考慮するとともに、コピー、プリンター、スキャナー、ファクシミリ等多くの機能を持つ複合機を優先に検討することとし、事務機器の更新を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） ありがとうございます。

印刷機に限らず事務機器全体においても、統合だとか集約の視点からすると、たとえリース終了して譲渡された機械であっても、その保守契約のコストに見合った使用頻度やボリュームがあるかどうかは重要で、ただ機械の廃棄がもたないからという理由では逆に無駄が発生する可能性があります。また、職員の労力と比べれば外注したほうが安いという場合もあるかと思えます。事務機器一つにしても最適なスリム化を図っていただきますようお願い

いたします。

では、次の質問に移りたいと思います。

次の質問ですけれども、午前中の平野議員とも少しだけかぶる部分があるかと思いますが、その辺りは注意しながらいきたいと思います。

書画カメラ3をお願いいたします。

この写真に写っているのは、楽荘団地の北側、住所で言えば愛西市内に位置する約3,400平方メートルの土地にある産業廃棄物、いわゆる産廃の山です。これまでこの土地では外国の方が代表である業者による事業活動が行われておりましたが、その内容に問題があり、海部県民事務所の環境保全課による度重なる指導、愛西市土木課による大型トラックの搬入・搬出で傷ついた道路の補修、警察による路上駐車取締り、そして自治会も昨年に意見書を提出したり、防犯カメラを使いその業者自身が破損させたカーブミラーの安全確認など、様々な対応がなされてきました。

しかし、事業が継続困難となり、業者としては片づけると言いながらも実際の進捗は遅く、現在では動きがないので、ちりや騒音こそ落ち着いたものの、北風の強い日はほこり等は舞うかとは思いますが、とにかく廃棄物は堆積したまま長期間放置され、雑草が繁茂し、まるでもともとそこに山が最初からあったかのような状態です。

さらに、登記簿によれば、令和7年8月15日、その土地は別の外国の方と売買されており所有者も替わっております。本年10月の時点では、海部県民事務所環境保全課の確認によれば、その別の業者が産廃の部分も含めて買い取ったとのことで、この解体業者はしっかり許可を受けて業務を行っている会社であるとはお聞きしています。確かに産廃情報ネットで検索をすると、処理業許可情報としてその会社が確認できます。そして、今後は地域に迷惑をかけないように、少しずつにはなるが片づけを進めるとのことで聞いております。

愛知県が出している宅地造成及び特定盛土等規制法のパンフレットには、土地所有者の責務として、規制区域内では過去の盛土等も含めて土地所有者がその土地を安全な状態に維持する必要がありますと記載されています。現状では県も現場を注視している段階であると伺っています。しかしながら、現場周辺の住民にとっては依然として安全面への不安が残されており、本市としても無関係とは言えない状況にあります。

そこで、次の点について伺っていきます。

この写真のような産廃の堆積状況は、盛土規制法及び産廃物処理法の観点から見て違法に該当する可能性がありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） お答えいたします。

産業廃棄物関係事務を管轄する愛知県海部県民事務所環境保全課に確認したところ、本事

案は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の不適正案件とのことでした。また、残土と廃棄物が混合している場合は基本的に廃棄物扱いとなるため、宅地造成及び特定盛土等規制法は適用されないとのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 先ほど平野議員の質問で分かりましたが、産業廃棄物処理法だけの適用ということになると高さの問題は扱えないということでした。そこには火災や崩落などのリスクがあるわけであって、そこに問題は残ることになると思います。

次の、外観から判断する限りではその高さは約7から8メートルで塀から飛び出しており、廃棄物の内容はコンクリート殻、瓦、建設残土等であると考えられます。そのほかに混ざっているものもある様子ではありますが、外観からではよく分かりません。

平野議員の質問の中では、産業廃棄物の種類、処理過程についてお聞きしましたが、この廃棄物ではどんなことが法令上の違反に当たるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 県民事務所環境保全課に確認したところ、本事案は全体が不適正処理案件であり、その行為自体が違反であるとのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） どんなことなのではなく、とにかく違法ですね。

次に行きます。

この土地は愛西市に所在しますが、弥富市として隣接地域の住民に影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、愛西市や県民事務所など関係機関と連携し、少しでも早く片づけてもらえるように何か対応ができることはないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 対象地は愛西市内ではありますが、廃棄物処理法に基づく指導は県民事務所環境保全課が担っております。これまでも弥富市民から相談がありましたので、愛西市及び県民事務所環境保全課と連絡を取り、情報共有や事案への対応依頼などを行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 連絡、連携を取っていただいているということについて大変ありがたいと思います。

ただ、本市ができることとしてはその連絡や対応の依頼しかないということであれば少しでも早く片づくように、いついつまでにこの部分を片づけるというように指導してほしいとか具体性を持った言い方で具体的な返答がもらえるように力を入れていただきたいと思います。

次に、書画カメラ4をお願いいたします。

現場の東側の道路は東名阪の自動車道の高架下へ抜ける主要な生活道路であり、楽荘団地の住民が頻繁に利用しています。冒頭で依然として安全面の不安が残るとお伝えしましたが、住民の多くは周りを囲む塀が道路側へ傾いているので、車で前を通るときに倒れてきそうで怖いと言っています。

海部県民事務所環境保全課の方がおっしゃるには、その住民の不安についてはその業者にもしっかり伝えてあって、囲いの塀について、まず入り口部分から対処するとのことで聞いてっていると伺っています。

これについて、本市が何かできることはありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、愛西市及び県民事務所環境保全課に連絡をし、情報提供や事案への対応依頼などを行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

こちらといたしましても繰り返しになりますが、具体的にいついつまでに塀のこの部分をというような約束ができるように、そもそも塀からやるのか中身からやるのか、とにかく具体的な動きを適時確認できるように、後回しにされないように、それだけ重要な責任であるということを理解してもらえる指導をお願いいたします。

書画カメラ5をお願いします。

左の写真は、先ほどのメインの通りの塀が一部抜けている部分、右の写真は現地の西側の塀の状態です。西側や北側の道路は狭く車が通れないため、かつては安全な散歩道として利用されてきました。しかし、現在は崩れそうな塀や露出した廃棄物により非常に危険な状態にあります。住民の間では、倒壊の危険を感じる、通行止めにしてほしいといった声も上がっています。一度愛西市土木課にも相談したものの指導の範囲にとどめるといった回答で、具体的な対策は取られていません。

このような状況に対して、本市からも愛西市と協議し、西側及び北側の散歩道には、例えばA型バリケード等の設置など安全確保のための何らかの対応を検討することはできないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 西尾土木課長。

○土木課長（西尾一泰君） 愛西市に確認をしたところ、現在県民事務所環境保全課から原因者へ産業廃棄物の不適正処理について是正するよう指導しているところではありますが、愛西市も現地確認をして把握をしております状況によっては何らかの対策を検討するとのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） ありがとうございます。

その何らかの検討とは何かが分かり次第、また具体的にお聞きし、確認したいと思います。

いずれにしても、近隣住民の安全確保が何よりも第一であると考えております。先ほど、産業廃棄物処理法の内容のところでは残土と廃棄物が混合しているとありましたが、その場合、アルカリ性水の流出や重金属の溶出といったリスク、また残土に木片、プラスチック、金属、石膏ボードなどが混入している場合には、有機物の腐敗によりメタンガスや硫化水素が発生することがあると調べて分かりました。また先ほどの平野議員の質問でも蓄熱火災というものもお聞きしました。

このような事態が起きる危険性は絶対ないと言ってほしいところではありますが、現状では産廃の山の奥深い中身まで行政が判断することは難しいということは分かります。しかし、近隣住民の健康を守るためには、そういう危険のサインにはいち早く気づく必要があります。

幸いにも私の自宅からは目と鼻の先ですので、私は毎日観察ができます。例えば粉じんであれば洗濯物に粉がつくとか喉の違和感があるかもしれませんし、有機物の腐敗であれば悪臭があるというような、そういった健康被害が今後もし起こった場合というより何らかの予兆を感じた場合、すぐさま本市の環境課もしくは海部県民事務所の環境保全課へ相談する形を取るということによろしいでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 議員が危惧される粉じんや悪臭などがございましたら、まずは本市もしくは県民事務所環境保全課まで御連絡くださいますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 先ほどもありましたが、楽荘の方からこの件で問合せしている方も何名かいる経緯があったはずです。ある方が愛西市に連絡してと言われたり、それは津島警察に連絡してほしいと言われたりとおっしゃっていました。ここの件で何らかの問題を受け取った場合は、もう分かっていることですので、ばらばらお願いせずに一旦受け取っていただいて連携、連絡いただきますようお願いをしておきます。

今後すぐには片づかないだろうかとは思いますが、当該事業者が少しずつ片づけていくとしている行動を注視するに当たり、本市としてはどのような形で見守りができるのか、情報共有についてはどうかなど、具体的な住民支援としてできることを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 異変を認知した場合には、本市または県民事務所環境保全課へ御相談をお願いいたします。関係機関と情報を共有し、当該事業所に指導等を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 先日、土木課に前ヶ平地区の事案で愛西市とのちょうど際々の川に

ぶつかる行き止まりの部分で危険箇所がありましたので、現在具体的に対応をいただいております。本市はそういったかゆいところもしっかり手が届く職員さんたちがたくさんいますので、私の期待も大きいです。この所有者が言う少しずつでは抽象的過ぎるので、期限を区切ったり、範囲を区切ったりしながら具体的をお願いをしておきます。

本市内において、また別に今回のように産廃や建設残土が放置され、地域住民の不安や苦情が発生している事例はほかにありますでしょうか。あるのであれば、対応の状況を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 県民事務所環境保全課に確認したところ海部管内で指導を行っている事案は多数あり特に本案件は、現状では海部管内最大の事案であるとのことでした。

本市としましては、通報がありましたら現場を確認した上で、本市が対応すべき事案の場合は関係部署と連携して対応しております。また、他機関が対応すべき事案であれば、関係機関と連絡し対応を依頼しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 特に本案件は海部管内最大の事案であるのであれば、海部管内最大の連携対応をお願いいたします。

次、本件は行政区域をまたぐ課題でありながら、弥富市民の安全・安心に直結する問題です。たとえ隣接地の土地であっても、生活圏を共にする地域住民が危険を感じている以上、本市としても連携と協力の姿勢が求められます。産廃問題は一度発生してしまうと撤去や法的対応に結局時間を要することになってしまい、放置が続くことになると思います。

弥富市にも同じような形に陥る可能性がある土地はたくさん転がっています。今後弥富市全体での再発防止の観点から、本市の認識と対応方針を市長に伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 産業廃棄物処理事業所から発生する粉じんや騒音のほか、雑草の繁茂や崩れそうな壁等により周辺住民の生活環境が脅かされているとの御指摘につきましては、本市としても認識をしておるところでございます。

これまでも愛西市及び県民事務所環境保全課に情報提供し、関係法令に基づいた指導や監視等を依頼しておりましたが、事業者が替わるなど、改善の動きがなかなか見られない状況でございます。

適正に管理されていない産業廃棄物処理事業所は、安全面での不安また環境面での不安など市民生活に大きな不安をもたらします。本市といたしましては、今後も楽荘団地の住民の皆様をはじめ市民の皆様の安全・安心を第一に考え、関係機関と連携をし、適時適切な対応に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 再発防止をとお伝えしましたのは、どれだけそのように指導しても、一部のルールを守らない人によって弥富市民が快適な暮らしを奪われている現状があるからです。弥富市全体において同じような思いをするようなことがこれ以上増えないよう、目を光らせておいていただきたい。

確かに、ここの産廃のように所有者が存在する以上、行政が介入できる範囲にはどうしても限界があって、土地の管理の責任が所有者にあることは十分理解をしております。住民としては、法律の範囲内であって、許可を取っていて、安心・安全の確保さえ担保できれば、気に入らないことだけを理由に一方的に撤退せよと迫るべきではないことも承知しています。

平野議員が地元の合意形成の部分が一番大事ではとおっしゃるのも、そのとおりであります。しかしながら、現状のこの産廃の堆積は、違法であるだけでなく、その高さや塀の危険性が本市の住民の生活において安全・安心に直結する問題として存在しています。南部の度重なる火災の件もそうですが、周辺住民が不安を抱くのは当然のことだと思います。だからこそ、本市として最大限にできることを行っていただきたい。少しずつ片づけるという業者の動きをしっかりと注視し、ここは私を含め行政に協力する体制として楽荘自治会もしっかり見張っておりますので、決してほかりっ放しになることがないように、積極的な連携対応を強くお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時49分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、小久保照枝議員。

○9番（小久保照枝君） 9番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は3項目。まず1点目は、避難所に住民の命を守る改善策を、2点目はエンディングサポート事業について、3点目は物価高騰対策について質問させていただきます。

まずは、1点目の避難所に住民の命を守る改善策をと題して、災害時の福祉避難所におけるストーマ装具の保管と対応策について伺います。

ストーマとは、病気やけがなどで腸や尿管を切除した際におなかに造設された便や尿の排出口のことです。人工肛門や人工膀胱も含まれます。ストーマを保有する方はオストメイトと呼ばれます。ストーマには便や尿意を我慢するための括約筋がないため、排せつ物をため

るための装具が必要です。

書画カメラをお願いいたします。

ストーマ装具の種類には、自分の皮膚に密着するように貼り固定する面板と、便をためるストーマ袋、パウチとも呼ばれます。ストーマ袋の下の部分にある排出口から便を捨てます。面板とストーマ袋をはめ合わせるかん合部で装着して管理されています。書画カメラありがとうございます。

排せつ頻度は大腸ストーマで1日1回から数回程度、小腸ストーマで1日5回から6回と回数が多くなります。排せつ物を捨てるパウチ交換の頻度も、同様に排せつ物の量やストーマの種類によって変わります。

先日、市民の方から、災害時に福祉避難所へストーマ用品を事前に保管させてもらえないか。もちろん自身での管理に努めているが、もう一つの保管場所として避難場所へ保管してほしいという切実な声をいただきました。

書画カメラをお願いします。

ストーマ装具は一人ずつサイズや形状が異なるそうです。種類も多くあります。ストーマを使用されている方にとって、災害時に必要な装具が確保できないことは命や尊厳に関わる重大な問題なのです。書画カメラありがとうございます。

そこでお伺いいたします。

まず本市において、災害時にストーマ使用者への支援体制はどのようになっているのか。使用者人数など現状の把握状況をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現在、本市におきましては、ストーマ装具使用者に限らず、医療機器や医薬品等を必要とされる方を対象とした特別な支援体制は取っておらず、避難される際に持ち出しができるよう日頃から余分に準備をしていただくなど、各個人において御対応をお願いしているところでございます。

なお、ストーマ装具の使用者数について正確な人数は把握しておりませんが、膀胱または直腸機能障がいのある身体障害者手帳を所持しており、本年度に障がい者日常生活用具等給付事業においてストーマ装具の給付を受けられた方は105人となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 豊橋市では、地震等による大規模災害に備え、ストーマ用装具を使用する方に対し豊橋市が装具の保管場所を確保することで、災害時においても健康面、衛生面を配慮し、安心して生活できるように支援されております。対象者は、豊橋市内在住・在勤・在学のストーマ用装具を使用する方。申請に必要なものは保管するストーマ用装具おむね10日分、身体障害者手帳、身分証明書、身体障害者手帳を受けていない方は写真付本人

確認書類、保管期限は最長2年、ストーマ用装具を入れる保管箱は豊橋市で用意しますので、装具は30センチ掛ける10センチの箱に収まるように御用意くださいと豊橋市のホームページに記載されてありました。

本市においてストーマ用装具を事前に保管することが可能か、またそのような仕組みを整備する考えがあるか、市の見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 災害時におけるストーマ装具の事前保管について、愛知県内では豊橋市以外にも豊田市や稲沢市など複数の自治体で実施されている状況を確認いたしました。

各自治体に共通している内容としましては、おおむね1週間から10日程度のストーマ装具を保管箱やビニール袋などに入れた上、障がい福祉担当課などの指定された窓口へ申請を行い、その後市役所等で1年から2年の期間保管をし、有事の際には申請した場所へ受け取りに来ていただくというものでございます。

本市における同様の取組につきましては、保管に関する取決めの検討や保管場所の確保などといった調整が必要にはなりますが、先進的に実施されている自治体と同程度の内容であれば事前保管することは可能と考えますので、今後実施に向けた検討を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ありがとうございます。

事前保管を検討していただけるという前向きな御答弁でございました。

次に、ストーマ装具に限らず、医療的ケアが必要な方が安心して避難できるよう、福祉避難所における物品管理や個別支援体制の強化が求められています。主として医療的ケア児者や高齢者、障がい者などへの個別支援物資の事前登録保管制度の導入を検討する考えはありますか。お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 災害時において、医薬品や医療機器等を個別に必要とされる方は大勢お見えになることが想定されますが、これら全ての方々に対応することは困難であると考えます。

先ほど答弁しましたとおり、ストーマ装具の事前保管につきましては、先進自治体の例を参考に要綱や様式等を整備の上、制度の導入を進めてまいりたいと考えておりますが、そのほか個別に必要な医薬品や医療機器等については、原則自助の範囲で対応していただくよう引き続きお願いをしております。

なお、避難所における医療的措置が必要な方への対応といたしましては、救護所での応急処置では対応し切れないような場合には、必要に応じて医療対応ができる病院等に搬送する

などの措置を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） それでは、次に災害時におけるストーマ装具の供給体制について伺いたいと思います。

地域の薬局、医療機関、メーカーとの連携による物資確保や配送支援の仕組みづくりについて、市の方針を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では、災害時に様々な協力をしていただくように各関係機関と協定を結んでおります。

医薬品等の供給につきましては、平成24年7月に海部管内の市町村と一般社団法人津島海部薬剤師会との間で、災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書を締結しております。

そのほか医療救護に関する協定といたしまして、同じく平成24年7月に海部管内の市町村と一般社団法人津島市医師会及び一般社団法人海部医師会との間で災害時の医療救護に関する協定書を、また海部管内の市町村と津島市歯科医師会及び海部歯科医師会との間で、災害時の歯科医療救護に関する協定書を締結しているところでございます。

災害時に必要な物資の供給について引き続き関係機関と連携を図ってまいります。ストーマ装具に特化した供給体制につきましては、今後市内の取扱店に打診を行い、災害時における供給体制の構築について確認してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ストーマ装具に特化した薬局は、本市では1店舗だけだと伺っています。ぜひ早急に災害時避難協定を進めていただきますよう要望しておきます。

避難所運営マニュアルの中に、ストーマ保有者、オストメイトへの配慮事項、例えば交換スペース、ごみ処理、プライバシー確保など取り組むことが大切だと思います。

最後に、災害時においても医療的ケアが必要な方が安心して避難できる体制の構築に向けて、福祉避難所の機能強化と制度整備について市長の見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 災害時の福祉避難所につきましては市内に6か所を指定しており、市有施設が2か所、災害協定による民間施設が4か所ございます。

避難生活が長期化する大規模災害時は、福祉避難所も施設自体が被災をして受入れが困難になる状況に陥る場合があります。このため、要支援者の方々も発災直後は一般の避難所に避難していただき、本市災害対策本部が福祉避難所施設の被災状況を確認し、受入れ可能な状態であれば、本人や家族の希望を聞いた上で一般の避難所から移動していただくことにな

ります。

なお、福祉避難所協定事業者の担当者と本市担当者が避難所運営について定期的に協議を実施し、連携強化に努めているところでございます。

そのような中、災害時においてストーマを保有するオストメイトの方をはじめ、障がい者や医療的ケアを必要とする要支援者の方々が安心して避難できる体制の構築は、本市の重要な使命であると考えております。

このため、要支援者の個別支援物品につきましては、先ほど担当部長が答弁しましたとおり、まずはストーマ装具の事前保管制度を整備し、オストメイトの方々に準備していただいた物品を避難所の開設状況に影響されない場所で保管できる仕組みを構築してまいります。さらに、災害時にストーマ装具を優先的に供給していただく体制の構築に向けて、販売事業者等に対しまして今後働きかけを行ってまいります。

なお、大規模災害時に、各避難所において要支援者の各種支援物品に不足が生じる場合は、本市災害対策本部が国、県などと連携して支援物資の調達に努めてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 避難所運営マニュアルの中に、ストーマ保有者への配慮事項、交換スペース、ごみ処理、プライバシー確保など組み込んでいただくことを再度お願い申し上げます。2つ目の質問に入らせていただきます。

2点目の質問、エンディングサポート事業についてお伺いいたします。

弥富市の一人暮らし高齢者向けのサービスには、緊急時の安心を確保する緊急通報システム、リフト付バスで送迎し入浴や給食を提供するデイサービス、訪問ヘルパーによる掃除や買物などのホームヘルプサービス、生活機能の改善を目的としたリハビリステーションなどが整備されております。また、包括的な相談窓口である弥富市包括支援センターでは専門職が相談に応じています。これらの取組は市民の安心につながる大変意義ある施策であり、現場の声を反映したものとして高く評価しております。

その中で、弥富市が実施している一人暮らし緊急通報システム事業についてお伺いいたします。

現在、ALSOKの機器を活用し、24時間365日対応可能な体制が整備されていると承知していますが、緊急通報システム事業の利用者数、相談件数、駆けつけ対応の実績など、現状の運用状況についてお示してください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） ALSOKの緊急通報システム利用者数は現在130人でございます。

利用状況につきましては、機器の不具合などの通報を除く体調不良での通報による駆けつ

け対応件数は、令和6年度は11人の方から延べ12件でございました。本年度は、10月末までで5人の方から延べ7件でございます。

なお、ALSOKから利用者全員に、毎年5月に1度、安否確認の連絡を入れております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 次に、市が配付されています私の終活エンディングノートの取組について伺います。

令和7年度版私の終活エンディングノートが更新された箇所とその変更理由についてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市が作成を開始した令和2年度版の私の終活エンディングノートと令和7年度版を比較したときの変更点につきましては、「判断能力が低下したときは」のページの説明書きをより分かりやすく変更をし、供養についてのページの供養の方法の選択肢の増設、人生会議のページの追加などがございます。

変更にあたりましては、地域包括支援センターをはじめ関係機関の声をお聞きし、より使いやすく工夫した結果、現在の内容となりました。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） エンディングノートには、宣伝広告も司法書士事務所、相続税に関する事務所、葬儀、納骨、永代供養などの寺院3者が掲載されております。

そこで質問いたします。

エンディングノートに掲載されている広告宣伝費の契約内容と使い方をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市のエンディングノートにつきましては、当初から株式会社ジチタイアドが提供するサービス、マチレットを利用して作成しております。

マチレットは、株式会社ジチタイアドが広告掲載先を探し掲載することにより、自治体の費用負担なしで住民向け情報冊子を無料で作成するサービスでございます。なお、令和7年度版は900冊作成しております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） それでしたら、自治体の費用負担なしで住民向け情報冊子を無料で作成するサービスということでございました。また、記入者の中には、身寄りがなく、死後の手続に不安を抱えている方もいらっしゃると思います。記入者以外も含めて、そうした方々の実態について、市としてどのように把握されているか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 高齢で身寄りがなく、死後の手続に不安を抱えている方につきましては、ケアマネジャーや地域包括支援センター、海部南部権利擁護センター、社会福祉協議会などが把握しており、必要に応じて個別ケース会議を開催し、成年後見制度の活用などにつなげております。また、救急搬送先の病院から、亡くなる間際に身寄りがいないとの相談を受けることもございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 身寄りのない高齢者や死後の手続に不安を抱えている方々にとっては、記録や通報体制、また成年後見制度だけでは不十分であり、実務的な支援や制度的な後ろ盾が求められております。

書画カメラをお願いします。

名古屋市ではあんしんエンディングサポート事業が創設され、身寄りのない高齢者の方が亡くなられた後も安心して尊厳ある最期を迎えられるよう、死後の手続支援を行っています。

あらかじめ預託金を預け、契約された方が亡くなられたときに、葬儀、納骨及び家財処分、住居の受け渡し、死亡届の提出や公共料金の解約連絡、年金・保険などの受給停止や給付申請の手続など行政手続の代行を行います。この支援は、名古屋市在住で身寄りがなく、一定の所得、資産要件を満たす65歳以上の方が対象です。チェックリストなども作成され、多くの方が申請されているそうです。書画カメラありがとうございます。

さらに、大府市では、さくらMIRAIサポートとして、終活を応援する大府市独自の支援制度がつくられています。

主な取組は3つで、1つ目が市独自のエンディングノートの配布、2つ目が終活登録制度で、エンディングノートに記載した内容を市に登録することで、必要なときに市が支援機関へ情報提供できるようになります。3つ目が葬祭事業者等照会サービスで、これは葬儀社、法律専門職、遺品整理業者、ペット後見人など終活に関わる専門機関の情報を市が照会します。身寄りのない方が誰に相談すればいいのか分からない方も安心して準備を進めることができるサポートです。こうしたエンディングノートの活用支援や死後事務登録制度など、実務的な支援につながる制度化が進んでおります。

本市では、現在記載支援や普及啓発が中心となっておりますが、名古屋市や大府市のように死後事務委任契約の支援や事務的なサポートにつなげる制度の導入について見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 死後事務委任契約の支援などのエンディングサポート事業につきましては、令和4年度に海部南部権利擁護センターにおいて高齢者等の民間身元保証事業者との契約に関する問題点が話し合われたことをきっかけに、高齢者等が

安心して契約が行えるようにするために、公的なエンディングサポート事業が必要との結論に至りました。そこで、海部南部権利擁護センターが名古屋市社会福祉協議会や東京都中野区社会福祉協議会に出向き視察を行うなど、先進自治体の事例を参考に、この地域に合ったエンディングサポート事業の検討を行っております。

また、現在認知症などで判断能力が不十分な方に対する日常生活自立支援事業を市社会福祉協議会が行っておりますが、今後国におきましても、身寄りのない高齢者などに対する入院・入所の手続支援や死後事務支援、身元保証について新たな事業とし、第二種社会福祉事業として社会福祉法に位置づけ、多様な実施主体が参画できるなどの方針が示されていることから、国の動向も考慮した上でエンディングサポート事業の事業化に向けた協議を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 今、国においても、令和6年度以降終末期支援の制度整備が進められております。

厚生労働省では、ICTを活用した就活支援モデル事業を推進し、死後事務委託契約や見守り支援を含む包括的な支援体制の構築に対し交付金の対象とする動きが出てきております。また、法務省、内閣府においても、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定され、自治体が社協や民間事業者と連携して終身支援を行う際の支援的枠組みが示されました。このように、国、県、市町村が連携して支援体制の構築を進める流れが加速しております。

本市においても、先ほど答弁いただきましたが、令和4年度から協議、検討していただいているとのことでした。今こそ死後の事務手続や身元保証などの不安に対応する包括的な仕組みを構築していただきたいと考えます。市長の見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 内閣府の令和6年高齢者白書によりますと、今後男女とも平均寿命が延び、この先100歳まで生きられる時代、つまり人生100年時代が当たり前になると考えられています。

本市では、総人口に占める65歳以上の方の割合は年々増加し、本年11月1日現在では26.4%であり、2040年問題と言われる15年後の令和22年には32.8%まで上昇すると見込んでおります。3人に1人が高齢者ということになってくるわけございまして、またこの頃になりますと100歳という方が大変増えてまいるというような時代になってまいります。また核家族化が進む中、身寄りがなく、入院や施設等への入所の手続、エンディングサポートなどを必要とする高齢者は今後増加するものと考えられます。

本市といたしましては、今後の国の動向を注視しながら海部南部権利擁護センターや市社会福祉協議会などの関係機関と連携を図り必要な方策を検討し、身寄りのない高齢者も住み

慣れた地域で最期まで安心して暮らすことができるまちを目指してまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） エンディングサポート事業などの実務支援体制を検討していただき、身寄りのない高齢者が安心して暮らせるまちづくりをぜひ進めていただきたいと切に願います。

それでは、最後に3点目の物価高騰対策について質問いたします。

食料品の価格高騰や生活負担に対応するため、政府は、令和7年総合経済対策、2025年11月21日に閣議決定を正式に決め、総額21.3兆円規模で家計・事業支援が柱となりました。生活の安全保障、物価高への対応として、来年1月から3月までの電気・ガス代補助や子育て世帯を支援するため0歳から高校3年生までの子供1人当たり2万円などの応援給付金が盛り込まれました。家計への支援策は、年収の壁の見直しに伴う1人当たり2万から4万円の所得税減税やガソリン税の暫定税率廃止が実施されます。

しかしながら、中・低所得層を含めた物価高騰策としてはまだまだ不十分であります。知り合いの美容院や飲食店などのサービス業も価格改定や客足の減少に直面しており、地域経済の循環が滞る懸念があります。

そこで、経済対策として、稲沢市ではいなッピーポイントカードという仕組みを導入し、スマホアプリまたはQRコード方式で使えるプレミアム付商品券いなPAYを展開しています。市民が1万円分を購入すると3,000円分のプレミアムが付与され、地域店舗での利用が促進されています。この制度はスマホが苦手な方にも配慮したQRカード方式を併用しており、店舗側の設備負担も少なく、地域経済と市民生活の両面に効果を上げています。

今後、地域店舗で使えるプレミアム商品券やデジタルクーポンシステムを創設することで、生活支援と地域経済活性化の両立が図れるのではないのでしょうか。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

本市として、地域店舗で使えるデジタル商品券の創設を検討する考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市では、他市が実施している商品券事業のような施策は今のところ行っておりませんが、市内のにぎわい創出につながることを目的とする支援事業である弥富市飲食店等創業支援金交付事業によって、まずは店舗等の開業を増やすことで地域経済の活性化を推進してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） スマホアプリとQRカード方式を併用することで、高齢者や情報弱者にも配慮した制度設計が可能ですが、そのような仕組みを導入する意向はあるか、お伺い

いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市では、先ほど御答弁しましたように、今のところ他市のような支援事業を行っておりませんが、市内の事業者や市民の年齢に関わらず地域経済の活性化につながる施策について、商業に精通しております弥富市商工会と共に情報を共有し、研究してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 美容院や飲食店など地域サービス業の物価高騰に対する支援をどのように考えてみえるのか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 現在、物価高騰に対するものではありませんが、既存事業者への各種融資等の周知や活用を促し、経営体質の強化を促進するための支援策とする小規模企業等振興資金融資制度による保証料の保証、限度額としまして年30万円を実施しているほか、弥富市商工会におきましても、中小企業診断士やITコーディネーターなどのアドバイスが受けられ、経営の困り事を相談することができる専門家派遣事業や、小規模事業者のための無担保・無保証人で受けられる融資制度等を窓口やホームページで紹介しております。

本市としましては、これらの制度のほかに、地域のサービス業を営む事業者や利用者のため、地域経済のにぎわい創出につながる施策について研究を図り、近隣市町村の動向につきましても注視してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 融資制度の紹介なども必要かと思いますが、ライフラインである電気、ガス、水道は、企業にとっても市民生活にとっても日常生活に不可欠なものです。今回の重点支援地方交付金では、ぜひ水道料金の減免、減と、また医療機関、子供たちへの給食、福祉施設への食材費支援なども検討していただきたいと要望いたします。

最後に、物価高騰対応交付金の活用に当たり、生活支援と地域経済循環を両立させる視点をどのように考えてみえるのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本年11月21日付で閣議決定されました、タイトルが「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金において重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれ、11月28日に令和7年度補正予算案が閣議決定されたところでございます。

今般の経済対策におきましては、食料品の物価高騰に対する支援が措置されるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者支援を行うため、当該交付金がさらに追

加されました。

今後、国会において補正予算が成立した場合、各自治体への交付限度額が示されることとなりますので、本市といたしましては、交付金の趣旨、交付限度額、本市の状況等を勘案し、物価高対策として効果のある事業を実施してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 物価高騰に大きく影響を受ける市民や事業者の方々を引き続きしっかりと支えるため、国の物価高騰対応交付金を活用し、速やかに講じていただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時50分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時35分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、板倉克典議員。

○6番（板倉克典君） 6番 板倉克典です。

まず、介護予防事業などに関して一般質問してまいります。

弥富市には、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、介護予防や地域の支え合いを推進する介護予防の事業がありますが、伺ってまいります。

一般介護予防事業で健康運動を指導し、健康づくりリーダーによる健康体操や体力測定などを行っている元気塾に関して伺います。

介護予防事業元気塾の令和5年度と令和6年度の参加人数を答弁お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 元気塾は、総合福祉センター、十四山総合福祉センター及びいこいの里の3会場で、それぞれ週1回開催しております。参加人数は令和5年度が延べ1,945人、令和6年度が延べ2,125人でありました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 3会場で週1回ですから、月に12回掛ける12か月で年に144回開催になります。大ざっぱな計算ですが、令和6年の2,125人を開催回数で割りますと、これは1会場約15人の参加者です。

元気塾の運営費ですが、予算に関する説明書の中で介護予防事業に入っていると思いますが、具体的に分からないので伺います。

元気塾の令和6年度の運営費用は幾らだったのでしょうか。そして、令和7年度運営費用の

予定金額も併せてお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 元気塾にかかる費用は、健康運動指導士及び健康づくりリーダーに対する講師謝礼として、令和6年度実績は156万円で、本年度の予算は168万円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 令和6年度は156万円ということです。延べ2,225人の参加者で割ると、1人当たり1回で734円。これからもこの塾を続けていただきたいと思います。

介護予防事業元気塾は令和8年度も継続でしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 元気塾につきましては、令和8年度も継続を予定しております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 同じく一般介護予防事業で、心身機能の低下を予防するため、介護予防教室や小物作り、ゲーム、軽体操や運動などを行っているスマイル教室に関して伺います。

介護予防事業スマイル教室の令和5年度と令和6年度の参加人数、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） スマイル教室は、南部コミュニティセンター、農村環境改善センター及び鍋田公民館の3会場で、それぞれ月1回開催しております。

参加人数は、令和5年度が延べ405人、令和6年度が延べ329人でありました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 3会場で月1回ですから、12か月で年に36回開催になります。令和6年の329人を開催回数で割りますと、1会場約9人の参加者です。開催会場が弥富市の南部に集中していて、弥生小、白鳥小、桜小校区に住む高齢者にはあまり知られていない中で立派な参加者数だと思います。

介護予防事業スマイル教室の令和6年度の運営費用は幾らだったでしょうか。令和7年度運営費用の予定金額も併せてお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） スマイル教室はあいち海部農業協同組合に業務委託しており、運営費用は委託料として、令和6年度実績は158万4,000円で、本年度の予算額は158万4,000円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 元気塾とそれほど変わらない予算であると思います。

介護予防事業スマイル教室は令和8年度も継続される事業でしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） スマイル教室は本年度をもちまして終了することとしております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 介護予防事業スマイル教室はなぜ事業中止でしょうか。

それはJ R・名鉄弥富駅橋上駅舎化で莫大な予算が必要になることに向け、他部署を含めたコスト削減の一環でしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） スマイル教室は、地域のふれあいサロンの担い手を育成する目的で平成28年度から事業を開始し、事業の委託先であるあいち海部農業協同組合及びささえあいセンターの生活支援コーディネーターとともに、ふれあいサロン開設を目標に働きかけを行ってきましたが、南部地区でのふれあいサロンの立ち上げが思うように進まず、本年度に松名地区で1か所立ち上がったのみでございます。

スマイル教室は事業開始から10年となり、本市のニーズに合った介護予防・生活支援サービスの見直しを行う中で、本年度をもって事業を終了することといたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） J R・名鉄弥富駅橋上駅舎化で莫大な予算が必要になることに向け、他部署を含めたコスト削減の一環ですかの部分には触れられませんでした。触れないけれども否定しないと捉えさせてもらいます。再質問いたしません。

ふれあいサロン開設が松名地区のみであったということはスマイル教室の責任ではありませんし、南部地区でのふれあいサロンの立ち上げが思うように進んでいないということは、志半ばであると捉えられます。

事業終了という見直しでは未来が暗過ぎると感じます。中止になるスマイル教室の予算158万4,000円は、来年度以降どこへ行くのでしょうか。質問ではありませんけど。

スマイル教室を弥富市の負担で止めずに継続してください。考えを答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、介護予防・生活支援サービス事業の見直しにより、スマイル教室の終了を決定したものでございますので、継続の予定はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 令和4年9月議会で、市は介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業を推進していく必要があると考えていると発言をされています。事業終了という

見直しでは、真逆のことをやっていると思います。

代わりになる介護予防事業を考えていますか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） ささえあいセンターを中心に南部地区でのふれあいサロン開設支援を継続してまいります。集いの場は、ふれあいサロンに限らず、例えば日常的な喫茶店であったり、畑や町なかでの立ち話であったり、それぞれの形があつていいと考えております。

また、元気塾やタブレットを使った認知症予防教室、チョイソコやとみが開催するイベントへもぜひ御参加いただければと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 私、元気塾とスマイル教室に生徒として参加させてもらった中で、終了してほしくないという高齢者の声を聞いています。

スマイル教室は来年度なくなりますが、ほかに様々な会の開催を周知することや新たな介護予防事業の設置をお願いします。要望します。

続けます。

過去に何度か議員が取り上げています補聴器購入の助成に関して伺います。

国立研究開発法人の国立長寿医療研究センターは、認知症の発症に寄与すると考えられる因子の一つに難聴を上げています。知的な能力である知識力が、難聴によって外から入ってくる情報が少なくなることで、その知識力を使う機会が減って知的な能力が低下していく可能性が推察されるとしています。しかし、聴力は補聴器などで補い、そこから知的な能力の衰えを緩やかにすることができるとい研究結果が報告されています。

性能のよい補聴器は大変高額です。介護予防を考えた住民サービスに当てはまる施策と言えます。

中止になるスマイル教室の予算158万4,000円がありますよね。加齢性難聴者への補聴器購入助成をしてください。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 加齢性難聴者に対する補聴器購入助成につきましては、令和5年3月議会における小久保議員、同年6月議会における那須議員、本年3月議会における横井議員に対し、現行の制度によって必要度の高い方への支援がされていることや、今後の高齢化のさらなる進展なども踏まえ、現時点で加齢性難聴対策として補聴器購入助成を行うことは難しいと考えていると答弁をしているところでございます。

今後、国等による補聴器購入に対する補助制度が創設されれば、本市としても助成制度の導入に向けての検討ができるのではないかと考えますので、引き続き国等へ要望してまいり

ます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 愛知県の54市町村のうち30市町村で補聴器購入助成を実施しています。国の動きを待つことなく、よい施策は他市町を追いかけてください。

さて、物忘れが多くなっても自分で認知症だと認めたくない気持ちがある場合では、自分の意思で物忘れ認知症外来を受診することが難しい場合があります。早期発見で認知症の症状の進行を抑えることも可能と言われています。

弥富市では、後期高齢者医療健康診査が実施されていますが、その後期高齢者医療健康診査で認知症の検査を市の健診として実施する考えはありませんか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることが肝要であると考えております。そのためには、生活習慣病の発症や重症化の予防、心身機能の低下を防止することが大切な取組となります。

本市では健康診査をはじめ保健指導や栄養指導を行うほか、心身の衰えを予防するために元氣塾やふれあいサロン等の高齢者の集まりに出向き、健康講話や認知症の項目を含む健康チェックアンケートにより自身の身体の衰えの有無を知ってもらう取組を実施しております。

今後とも生活習慣病や心身機能低下の予防事業を進めてまいりますので、認知症の検査の導入は考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 自分の認知機能の衰えを自分でチェックすることは難しいこともあります。そもそも認めたくないという心理も働きます。ですから、市の健診で実施してほしいということです。早期発見で医療費の削減にもつながります。予算は先ほどのカットする予算もあります。検討をお願いします。

市が考える介護予防事業の意義を答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 介護予防・日常生活支援総合事業は、地域のボランティア、民間企業などの多様な主体が参画し、地域の実情に応じて多様なサービスを提供することにより、地域の支え合いと介護予防を推進し、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを目的としております。

この介護予防・日常生活支援総合事業により運動などの生活習慣をつけていただくことで、フレイル予防を推進し健康寿命を延ばしていただくことが、市民の皆様の豊かな老後につながるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 市長の施策方針でも、地域で安心して暮らし、住み続けることができるまちづくりを目指すとあります。予算を減らすだけでなく、求められる事業を生み出してほしいと要望し、次に参ります。

高齢者等の福祉タクシー助成に関して質問してまいります。

対象者が市より指定されたタクシー会社を利用する場合に、その料金の一部を助成されており、タクシーの利用券が交付されています。

昭和時代より弥富駅周辺では、タクシーと言えばシバタタクシーと近鉄タクシーでした。この2社は福祉タクシーの対象の会社ですが、地域に愛されたシバタタクシーは今年初め頃営業をやめ、近鉄タクシーのみ見かけるだけになっています。そして今、市から配付されたタクシーチケットを持っていて、タクシーを利用したいのに近鉄弥富駅前にタクシーが来ない、呼べない、少ないという状況です。

助成対象のタクシーとしてもですが、そうでない場合でも、例えば弥富駅で降車し海南病院などへ行きたいという市外の人や単純に駅から自宅へ利用したい市民が、タクシーが見つからず待ち続けるなどが起きています。

近鉄弥富駅前のタクシー不足を市はどのように認識していますか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 市内のタクシー不足につきましては、高齢者等福祉タクシー料金助成利用券申請の際の介護高齢課窓口におきましても、タクシーの予約が取れないという声をいただいております。

タクシーは全国的に不足しており、名古屋近鉄タクシーに確認したところ、市内のタクシー不足については、蟹江の班を弥富に回すなどできるだけ対応はしているものの、シバタタクシー廃業の分を埋め切れていないとのことでございました。そのようなことから、市民の移動手段が不足をしているものと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 現在利用できる一般タクシー会社が6社あります。近鉄タクシー弥富・蟹江グループ、近鉄タクシー名古屋地区グループ、つばめタクシーグループ、フジタクシーグループ、東海交通、鯨第一交通の6社です。近鉄タクシー弥富・蟹江グループ以外は駅前で見ることはありません。営業区域外であるから弥富では客待ちができないということになります。では、残り5社はどこで弥富市民を乗せるのかというと、市外のどこかでということになります。

数字を知りたいので伺ってまいります。

令和6年度に対象となる市民に配付された助成対象の一般タクシーに乗車できるチケットの総配付枚数を答弁お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和6年度の高齢者等福祉タクシー料金助成利用券の総配付数は、1冊36枚つづりで1,149人の方に交付しておりますので、4万1,364枚となります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 令和6年度で利用された助成対象の一般タクシー会社6社とシバタタクシーの合計のタクシーチケット総使用枚数を伺います。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和6年度の高齢者等福祉タクシー料金助成利用券の使用枚数は、合計で1万2,902枚でありました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 計算しますと、総配付のうちの約31%が使われていて69%が使用されていないということになります。

各社の枚数を伺いたいと思います。助成対象の一般タクシー会社6社とシバタタクシーを合わせて7社について、1社ごとの令和6年度に使用されたタクシーチケットの使用枚数を答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和6年度のタクシーチケット使用枚数の内訳は、名古屋近鉄タクシーにつきましては、弥富・蟹江地区と名古屋地区を合わせて1社となりますので合計6,742枚、シバタタクシーが6,023枚、つばめタクシーが121枚、フジタクシーが10枚、鯨第一交通が6枚で、東海交通につきましては実績がございませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 近鉄タクシーとシバタタクシーを足すと1万2,765枚で、使用されたチケットの99%がこの2社での使用になります。弥富市を営業区域にしていない会社は弥富市内で客待ちしませんから、ほとんどチケットが使われず数字がそのままに表しています。事務局の方、写真をお願いします。

近鉄弥富駅には南口と北口にタクシー乗り場がありますが、写真南口のタクシー乗り場ではタクシー待ちの市民や客待ちのタクシーをほぼ見ません。屋根がありませんから、雨や雪や今年の夏のような異常な暑さの中では待つのはとても大変です。

近鉄弥富駅の北口と南口にあるタクシー乗り場の土地はどこの所有か、設置費用はどこが出したのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 近鉄弥富駅の北口タクシー乗り場は、近鉄用地内において近

鉄タクシーが利用しております。南口タクシー乗り場は、本市所有の近鉄弥富駅南口広場内にあり、平成27年度に住民等からの要望により本市予算において設置いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 屋根を造るとか快適にタクシー待ちができるようにという段階ではない状況まで来ていると感じます。あまりにもタクシーが少ない状況です。

タクシー事業者が高齢者等福祉タクシーの指定を受けた事業者になりたい場合、弥富市に申請してくるとい形ですが、助成対象になっている現在のタクシー会社6社以外、最近弥富市から申請依頼の声かけをタクシー会社にはしていますか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本年11月に近隣のタクシー事業者3社に助成対象事業者に加わっていただけないか問い合わせたところ、運転手不足や弥富市は事業所から遠いとのことで、加わっていただくことはできませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 工事が進んでいるJR・名鉄弥富駅橋上駅舎化事業ですが、JR・名鉄弥富駅に北口ができます。北口にはタクシーの停車する場所ができると以前説明を受けております。

JR・名鉄弥富駅橋上駅舎化事業で新しくなるJR・名鉄弥富駅の北口では、どこのタクシー会社が客待ちをしてくれる予定になっていますか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 現時点におきましてはタクシー事業者との協議はしておりませんが、協議の前提として、駅前広場内は駐車禁止区域とするため、タクシーが客待ちをする場合には、駐車禁止規制の対象からタクシーを除外する必要があります。

この交通規制は、駅前広場の利用状況等を基に公安委員会により定められますので、今後公安委員会やタクシー事業者との協議をしていくこととなります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） JR・名鉄弥富駅橋上駅舎化事業では、莫大な弥富市の税金を使います。名鉄のホームも名鉄の駅舎も新しくなります。

名鉄の駅ですから質問したくなるんですが、弥富市を営業区域とする名鉄タクシーがあってもよいのではないかと思います。新しくなる名鉄弥富駅でありますから、市民のために名鉄弥富駅北口に名鉄タクシーを誘致する考えはありませんか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 弥富駅北口広場への名鉄タクシーの乗り入れにつきましては、駅前広場整備の進捗状況等により情報提供等を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 駅前のにぎわい創出にタクシーは大きく関わります。よろしくお願ひ  
します。

最後に、弥富市が考える高齢者等福祉タクシー料金助成事業の意義をお願いします。教え  
てください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 高齢者等福祉タクシー料金助成事業は、高齢  
者の日常生活を容易に行うために、タクシーを利用する場合にその料金の一部を助成するこ  
とにより福祉の増進を図ることを目的としているとともに、高齢者の外出を促すことによる  
介護予防効果を期待するものであります。

この事業は、本市の高齢者に広く認知され利用されている制度であり、高齢者の外出促進  
に寄与しているものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） タクシー料金助成チケットの使用状況を見ても、31%の使用状況では  
あまりにも少なく、市内で乗車できるタクシー会社が今後の鍵を握ります。タクシーがつか  
まらないためチケットを余らせている市民が多数います。弥富市が所有するタクシー乗り場  
もありますし、弥富市を営業区域として、かつ助成チケットが使えるタクシー会社をもっと  
増やしてほしいと要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般  
質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時15分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 伊 藤 千 春

同 議員 柴 田 英 里

